

DRI 臨時レポート No.1 2020

避難所開設での感染を防ぐための 事前準備チェックリスト Ver.2 —手引き版—

2020年4月30日現在
人と防災未来センター 研究員 高岡誠子

- 本資料は「新型コロナウイルス感染拡大を受けて 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト -簡易版- (2020年4月30日現在)」の説明資料です。市区町村等の実務者の方々の利用を想定しています。
- 避難所での感染やクラスター化を防ぐため、必要な次の業務を整理しています。
 1. 衛生用品の調達
 2. 安全管理
 3. 合理的配慮
 4. 関係機関への事前調整
 5. 避難先の整理
 6. 避難所開設
 7. 長期の避難所生活
 8. 避難所閉鎖
- これらの業務について担当部署・責任者・目標期間を決め、今から全庁体制で事前準備を始めることが、住民・職員の命を守るために必要です。

【用語の定義】

- ◆**自宅療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認して自宅療養とする(自治体や医療提供体制によって異なる場合もある)
- ◆**宿泊療養者**： 新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自治体が借り上げた宿泊施設等で療養する者。入院の必要がないと医師が判断したが、同居者に重症化の恐れが高い人がいることを保健所が確認した場合や、医療提供体制によっても宿泊療養と判断される。(自治体によっても異なる場合もある)
- ◆**都道府県調整本部**： 都道府県に設置された、患者受け入れを調整する機能を持つ組織や部門(都道府県によって具体的名称が異なる場合がある)。

避難所感染対策について、自治体ができること

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が爆発的に拡大しており、日本のどの地域にも、感染症者の増加による医療崩壊が近づきつつあります。この感染症による健康被害の拡大や、地域医療崩壊を食い止めるため、密集・密閉・密接の回避や、マスクの着用や手洗いが励行されています。

この状況下で自然災害が生じた場合、自治体や自主防災組織が従来どおりの方法で開設する避難所で何が生じるのでしょうか。多数の避難者が体育館で肩を寄せ合い、食料や物資を素手で渡し合い、同じドアノブを避難者も避難所運営職員も触れてゆく。飛沫感染・接触感染が非常に生じやすい環境です。

無対策の避難所に新型コロナウイルスが人により運ばれてくると、そこはクラスター化し、避難者と避難所運営職員に感染が拡大し、命を守る安全な場所ではなくなります。避難所の機能が果たせないということは、避難者が健康を自己管理できる環境も提供できず、在宅避難者への役割も果たせなくなります。さらに、避難者に体調不良者や感染者が出たとしても、地域医療体制がパンクし、多くの助けえた命を助けられない……という「医療崩壊」と「避難所崩壊」が連動して生じる事態が起こりえます。

このことを防ぐためには、

- 事前対策として全庁体制で挑むことを確認し、
 - 各業務を担当する部署・チーム・責任者と目標設定予定日を定め、
 - 使い捨て手袋や消毒液などの衛生用品の備蓄を開始し、
 - 避難所運営担当職員への事前教育を実施し、
 - 関係各機関と調整を行い、
 - ゾーニングや感染疑い避難者への対応やゴミ管理などの新しいルールを取り決め、
 - 住民に避難時の対応について根気強く広報すること
- ……が必要です。いまから準備を始めることで、住民の感染を予防し、クラスター化と地域医療崩壊の可能性を下げることができます。

本資料は、避難所感染症対策を実施する自治体実務者の視点に立ち、新型コロナウイルス対策本部会議やプロジェクトチーム会議等において、**チェック事項をひとつずつ確認していくことで、クラスター化を防ぐ避難所運営体制が構築できることを目指しました。**また、衛生用品の調達困難を考え、**代用品での活用等**も一部掲載しました。いずれの項目も省庁・医療専門団体等の資料を根拠としています。

目下の感染症対策も通常の災害対策も厳しい状況下と拝察しますが、この2つが掛け算となる事態が迫っていると考えます。ご検討の材料としていただければ幸いです。

1. 衛生用品の調達

1.1 避難所用衛生用品の調達（簡易版パワーポイント p.5）

【衛生用品】

衛生用品	目的	調達すべき数量
液体せっけん	流水での手洗い	
アルコール消毒剤	手指・物の消毒	
除菌シート	清掃	
次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)	ドアノブ等消毒	
消毒液を入れる容器	消毒剤を持ち運ぶ	
赤外線体温計／電子体温計	体調チェック	
ペーパータオル	清掃、手拭き	

庁内担当記載欄	達成目標時期

【代替方法・備考】

- 避難者個人の衛生用品（マスク等）は持参を基本として周知する。
- 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオルに消毒液を浸したもので代用する。
- ペーパータオルはキッチンペーパーでも代用できる。手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用する。
- ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。
- 界面活性剤（台所用洗剤等）も消毒に使用できる。
- 0.05%次亜塩素酸ナトリウム消毒液を作成する場合、次亜塩素酸ナトリウム液（台所漂白剤等）を原液とする。作成した消毒液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。以下の資料が参考になる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf 15-21 頁	
---	---

- 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度は、目的別に 0.1%と 0.05%使い分ける。
 吐物や便処理、体液が付いた衣類の消毒 : 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液
 ドアノブや床、調理器具等の消毒 : 0.05%次亜塩素酸ナトリウム液
- 薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄をはかる。

- プッシュ支援は到着までに時間を要するため、事前備蓄の量を検討しておく。
- 近隣市町村・都道府県・相互応援協定先自治体と、調達・備蓄の状況や方法についてこまめに情報交換しておく。また、都道府県の支援制度等を確認する。

1.2 避難所担当職員用衛生用品の調達（簡易版パワーポイント p.6）

【衛生用品】

衛生用品	目的	調達すべき数量
使い捨て手袋	感染症予防	
マスク		
ゴーグル(無ければ、眼鏡等で代用も考慮)	目の粘膜保護	
長袖ガウン/ビニールエプロン	感染症予防	
足踏み式ゴミ箱/蓋付き	衛生用品の廃棄	
ゴミ袋		

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【代替方法・備考】

- マスクは常時着用する。
- 使い捨て手袋は多数の方が触れる場所での作業時（清掃、物資・食事の配布等）に着用する。
- 使い捨て手袋は汚れたとき・破れたとき・一連の作業が終了するごとに交換する。作業場所が変わるときも交換する。
- ゴーグルは咳症状がある人との接触時等に手袋・マスクとセットで着用する。ゴーグルが入手できなければ伊達メガネ等でさしあたり代用が可能。
- 長袖ガウン/ビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用する（できれば再利用はしない）。
 - 目的に沿った感染予防策が必要である。2.1を参照すること。
- 足踏み式ゴミ箱（ゴミに直接接触せず投棄できる）が入手できなければ、取手付きの蓋を準備／自作し、取手を適宜アルコール等で消毒する。

2.安全管理

2.1 避難所担当職員への説明（簡易版パワーポイント p.7）

【確認事項】

タスク	目的
感染予防策・衛生用品の説明	統一した指針の確立
手袋・マスクの装着方法の説明	
手袋・マスクの脱衣方法の説明	
飛沫・接触リスクの説明	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 感染予防マニュアルを作成したあと、感染症予防に長けた医療者・保健所職員に確認してもらう。
- マスク・使い捨て手袋・ガウン等は脱ぐ時が一番汚染される（外側は汚染されているため、触らない）。
- 手袋を外した後は、必ずすぐに手洗い、できなければ手指アルコール消毒を行う。以下の資料が参考になる。

防衛省統合幕僚監部「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf 26-30 頁	
---	---

【担当職員への周知事項① 飛沫感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
（個室、隔離区域、空間を1～2m以上分離、本人は区域から出ない）
- マスクを着用する。（本人、接触者も）
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。
- 症状のある人が、隔離スペースから出る時や他者と近づく場合は、マスク（サージカルマスク等）を着用する。

【担当職員への周知事項② 接触感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
（個室、隔離区域、空間を1～2m以上分離、本人は区域から出ない）
- 隔離室等で接触して介助等をする人は、マスク、手袋、長袖のガウン、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）を着用する。
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。

以下の資料も参考になる。

一般社団法人日本環境感染学会「避難所における感染対策マニュアル」 http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf	
---	---

2.2 避難所担当職員の体調管理体制（簡易版パワーポイント p.8）

【確認事項】

タスク	目的
職員の体調管理方法・対応のルール	安全な職務環境の確立
業務従事後のルール	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 業務従事前後に、検温や体調のチェックを行う（発熱、咳、倦怠感、息苦しきの有無等）。組織として体調管理方法を決め、体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように事前にルールを決めておく。
- 職員が納得して業務に従事できるよう、丁寧なアフターケア体制を構築する。
例：相談体制、特別休暇、平時業務のサポートなど
- 不特定多数の方と会話するため、平時の業務より感染リスクが高く、ストレスも生じやすい。連続勤務は避けるなど、長期戦も見据えた配慮が必要。

3. 合理的配慮

3.1 配慮が必要な方への対応の準備（簡易版パワーポイント p.9）

【確認事項】

タスク	目的
人権に配慮した啓発ポスターの掲示	多様で細やかな配慮
情報保障の手段を取り揃える	確実に届く情報提供
多様な配慮を行うための資源（人、介助用品、衛生用品等）の確保	生活への支援

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【人権保護】

- 感染を恐れるあまり、感染者や感染疑いの方に対する誹謗・中傷等の事例が生じないように、防止策を講じておく。
- ゾーニングや空間上の区別が、差別的な態度に転化しないよう、職員は言動や行動に注意する。

【要配慮者対応】

- 常に相談ができるような窓口や相談者を準備しておく。
 - 例えば、普段から要配慮者が相談をしている地域包括センターや相談支援センター等との接点を維持し、感染予防の情報や医療機関へ繋げられるように準備しておく。
- 様々な媒体を使用した情報発信を行う（要配慮者の当事者団体や NPO 組織等、要配慮者のコミュニケーションツールを活用する）。
- より一層多様な避難方法（在宅や広域避難を含む）への対応を求められるため、支援や情報の届け方などの準備しておく。
- 避難の際には、生活に必要な物（介助用品や食事等）や衛生用品は持参するよう周知する。
- 介助者が必要な感染症対策を講じることができるようにする。
 - 障害者や高齢者の中には、介助がないと日常生活が成り立たない人も多いため、介助者は飛沫・接触感染予防をできるだけ行いつつ援助することが必要であり、そのための衛生用品が必要となる。

4. 関係機関への事前調整

4.1 避難所施設管理者との調整（簡易版パワーポイント p.10）

【確認事項】

タスク	目的
開設手順の確認	従来の開設との違いの確認
役割分担	
ゾーニング設定（施設ごと）	
利用ルール確認	
開放する部屋の優先順位	3密を防ぐ
閉鎖時の施設消毒	平時施設利用への安全な原状復帰

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 今までの避難所開設とは異なる業務であることを、対策本部（庁舎）と施設管理者の間で共有する。
- 対策本部（庁舎）と施設管理者の間で、仕事の役割分担を決めておく。
 ▶ 例えば、ドアノブ等の消毒に関しては、どちらが担当するかなど。
- 「3密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておく。その際、事前の取り決めが必要であり、教室等を使用する場合は、前半分のみ使用など、細かなルールも話し合っておく。
- 建物構造が施設ごとに異なるため、ゾーニング設定を施設ごとに管理者と検討しておく。ゾーニング設定は専門家に意見を聞くことが望ましい。
- 閉鎖後の施設消毒についても、予算措置を含めて事前に協議しておく。

【ゾーニングの基本】

- ◆ 清潔な区域とウイルスによって汚染されている領域（汚染区域）を明確に区分する。
- ◆ 区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
- ◆ 感染者（疑いも含む）と、他の方の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。
- ◆ 汚染区域に入る前に、適切な防護具（マスクや手袋等）を行う。
- ◆ 清潔区域に入る前に、使用した（身に着けている）防護具を脱ぎ、手洗いをする。

以下の資料参照

<p>「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf 5 頁</p>	
---	---

4.2 福祉避難所施設管理者との調整（簡易版パワーポイント p.11）

【確認事項】

タスク	目的
受け入れ可否の事前確認	現状の把握
衛生用品と対応スタッフの調達方法	支援の準備
新たな福祉避難所の確保	避難所の確保

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 福祉避難所として開設できるかを、事前に確認をしておく。
- 福祉避難所となる施設で、利用者と避難者のゾーニングができるかを検討する。
- 福祉避難所として、図書館等の公共施設の転用も検討する。
 現状を鑑みると、24時間利用者がいる施設では、福祉避難所としての機能が果たせないことが予測されるため、福祉避難所に指定していない別の施設の利用も検討する。
 - 例えば、日中サービスのみ福祉施設等や、保育園や特別支援学校、宿泊施設等と協定を新たに結ぶことなどを検討する。
 - その際は、本資料を参考に開設方法を検討し、また開設や支援に必要な人材も速やかに動員できるように計画をしておく。また、関係各所（避難対象者等）にも、情報提供をしておく。

5. 避難先の整理

5.1 自宅待機者・療養者(PCR 検査結果待ち or 陽性)

(簡易版パワーポイント p.12)

【確認事項】

タスク	目的
連絡担当者の確認	自宅から避難先までの安全確保
避難先の確保	
避難時は衛生用品を持参	感染症予防
家族と離れて避難する可能性を伝える	情報の周知

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 自宅待機者・療養者用の避難先として、ホテル・旅館など、指定避難所以外の施設を確保しておく。目的・期限・責任・補償等に関して、事前に施設の同意を得ておく。
- 新たに確保するホテル・旅館の自然災害等による被災リスクを検討しておく。
- 保健所や都道府県調整本部は該当者を把握しているため、該当者の避難場所を事前にとりきめ、調整をしておく。必要であれば本人にも連絡しておく。
- 今回の新型コロナウイルスに関しては、軽症であっても一般避難所の滞在は適切ではない。
- 都道府県調整本部がすでに押さえている宿泊療養者向け施設の一部を避難所として転用が可能か調整しておく。費用負担についても併せて調整しておく。
- ご家族とは離れて避難する可能性があることを該当者に事前に説明しておく。

5.2 宿泊療養者(PCR 検査陽性：軽症者) (簡易版パワーポイント p.13)

【確認事項】

タスク	目的
避難に関する責任の所在	宿泊療養施設から避難所までの安全確保
避難手順(指示、装備)の確認	
避難先(誘導先)の確保	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
---------	---------

【備考】

- 宿泊療養施設からの避難が必要になった場合の準備をしておく。宿泊療養施設の管理者（都道府県調整本部、保健所など）が多様であるため、災害発生時の責任の所在を確認しておく。
- 宿泊療養施設から一般避難所へ避難者を合流させない。公民館などの別施設を丸ごと用意するといった対策を検討する。
- 本資料 4.1 節と同様、避難先でもゾーニングを厳密に行う。

5.3 一般避難者・要配慮者（簡易版パワーポイント p.14）

【確認事項】

タスク	目的
避難することを恐れないことを周知	生命の保護
通常の携行品の周知	避難所運営負担の軽減
衛生用品の携行を周知	感染症予防

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 特に水害時、「感染拡大を恐れて避難を躊躇する」ことのないよう、「まずは避難最優先」の原則をくりかえし周知する。
- 避難者個人の衛生用品を、行政では十分準備できないことを周知しておく。
- 通常準備している携行品に加えて、マスクや手袋、体温計、ペーパータオル(手拭き用)、や消毒シート、ゴミ袋等の衛生用品も持参してもらおう。
- 住民に自宅の浸水リスクを把握してもらおう（従来と同様）

6.避難所開設

6.1 避難所運営ルール決定（簡易版パワーポイント p.15）

【確認事項】

タスク	目的
避難先のレイアウト検討	空間利用の改良
後で連絡が取れる避難者名簿の準備	
手洗いなどの利用ルールの掲示	
清掃・消毒に関するルール設定	濃厚接触者の後追い
受付から避難スペースまでの対応	衛生ルールの確立
妊産婦など要配慮者の対応	衛生環境の配慮

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【空間利用】

- 各世帯2メートル以上の間隔を開ける（14 ページ模式図参考）。
- パーテーション（間仕切り、可能であれば拭ける素材）を追加で活用する。
- 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用する。
- 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、衛生用品等が十分にある、より広い空間や別室を提供する。ほかの住民の協力が必要。
- 自立型テントを利用する。
- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。

【避難者名簿】

- 濃厚接触者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室など）および避難者グループの記録（連絡先等）を追加する。

【手洗い環境の整備】

- 断水時は流水での手洗いができるような手洗い場の設置が早期に必要（蛇口等がついたプラスチック容器を利用）。

【手洗いルールの鉄則】

- 液体せっけんと流水での手洗い後、手は乾燥させる必要がある（タオルの共有は不可、洋服で拭くことも不可。ペーパータオルの多量の備蓄が必要）。
- 手に見える汚染が無く、流水環境が無ければ、アルコール手指消毒だけでも対応は可能（備蓄・設置が必要。ポスター等を活用して正しい使用方法を周知する）。
- 手洗いタイミングの周知： 手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後。

- 手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬を設置する。

【掃除・消毒・換気ルールの基本】

- トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分（冬季の避難所開設時の衛生対応と同様）を重点的に清掃と消毒をする。
- 清掃消毒は、アルコール消毒薬や、次亜塩素酸 0.05%溶液等を、用途別で用いる。「2 時間ごと」などルールを決める。
- 換気は最低でも「2 時間毎、10 分間」などルールを決める。空気の流れをできるだけ作る。湿度を高くしない。

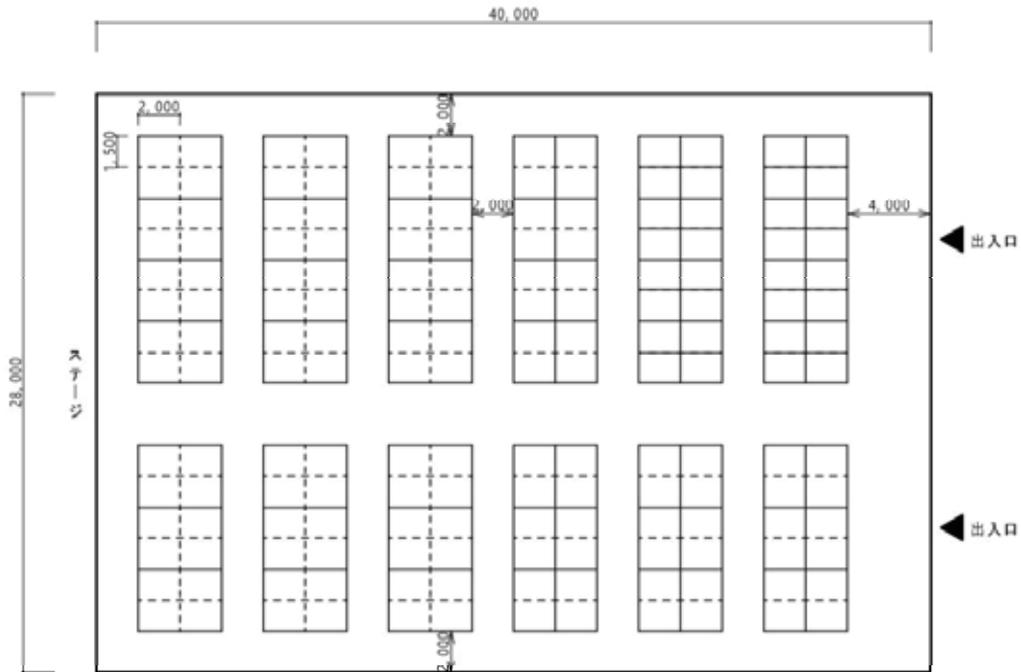
【食事・物資配布ルールの基本】

- 食品等を置くテーブル等は、アルコール消毒等で常に拭いておく。
- 手渡しは、しない。個包装の製品を準備する。
- 一斉に取りに来るような方法を避ける。
- 配布場所には手指アルコール消毒薬を設置する。
- 担当者は手袋とマスクを着用する。

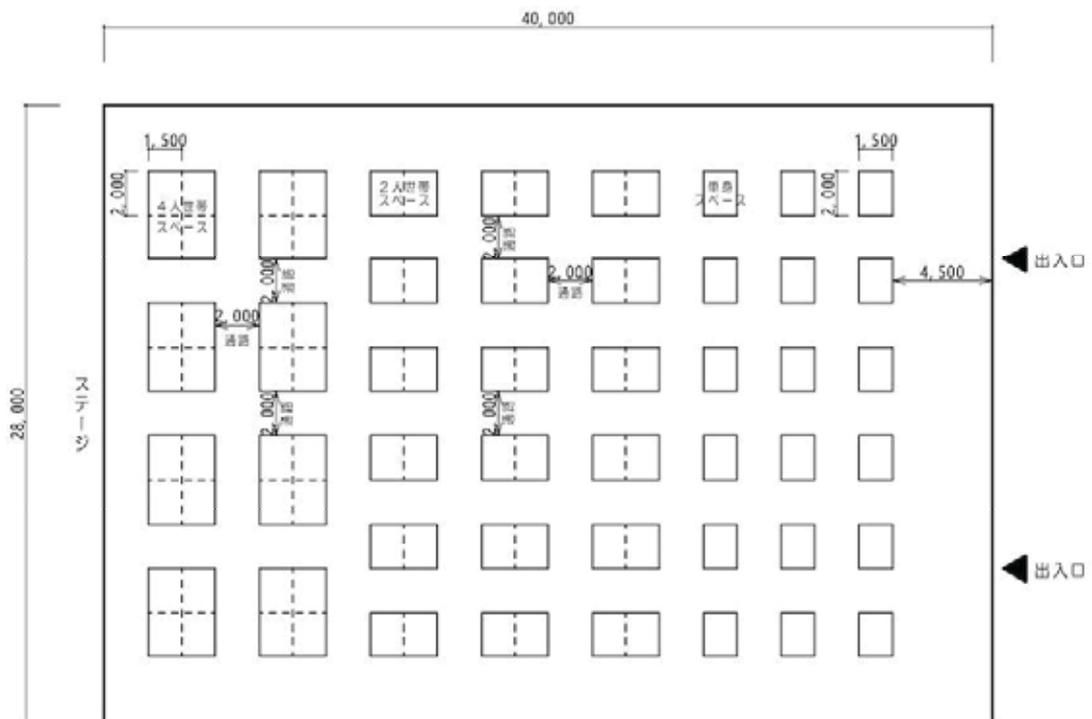
参考資料	
公益社団法人日本食品衛生協会「できていますか？衛生的な手洗い」 https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/link01-01_leaf02.pdf	
厚生労働省「マメに正しい手の洗い方」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/poster25b.pdf	
国立感染症研究所「手洗いで感染症予防」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000123506.pdf	

避難所レイアウトの変更 (例)

【従来の配置例 : 168 人】



【感染症対策配置 : 86 人】



6.2 体調不良者への対応（簡易版パワーポイント p.17）

【確認事項】

タスク	目的
感染症を疑う有症状者への対応	感染波及の予防
隔離室の準備	統一した指針の確立
相談担当者の設置	安心の提供
コールセンターの案内	情報の提供

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【隔離室の設置】

- 咳・発熱・下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定する。
- 感染症の症状を持つ人がいた場合のフロー図は、事前に保健所と検討しておく。
- 二次避難のリスクが無ければ、階ごと分けることが望ましい。
- 隔離室の準備が難しければ、自立型テントやキャンピングカーも考慮する。
- 間仕切りを使用する。プラスチック素材等（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすこと等で工夫する。
- 定期的な換気のため、窓が一箇所以上ある空間が望ましい。
- 飛沫予防策・接触予防策を実施する。
- トイレも専用に区画する。
- ゾーニング場所をテープや注意喚起で分かりやすく表記しておく。

【自宅待機者・自宅療養者が避難してきた場合】

- 本人は申告しづらいかもしれない状況をくみ取る。
- 避難所での受付時、感染の有無・疑いについてヒアリングし、その時点で隔離。
- 都道府県連絡調整本部に確認のうえ、宿泊療養所など安全な施設へ誘導。
- 別施設への誘導が困難な場合は、隔離室や別階別室の個室等へ隔離避難。
- 施設内では、自宅療養者と、検査結果待ちの自宅待機者の利用する場所や区域は分けておく。トイレや共通の空間を使用しないようにする。

【体調相談担当者や窓口・コールセンター】

- コールセンターはつながりづらいことが多いため、避難所に体調相談担当者や窓口を設置する。相談窓口は仕切り・別室等を用いる。要員が確保できない場合は巡回相談とする。
- 市町村や保健所のコールセンターに負荷がかかりすぎる場合は、県にもバックアップ体制がとれるように依頼する。
- アプリ等、遠隔で相談ができる体制を確立する。

7. 長期の避難所生活

7.1 環境の再整理（簡易版パワーポイント p.18）

【確認事項】

タスク	目的
長期的な避難所レイアウトの検討	飛沫、接触感染の防止
健康状態に合わせた避難生活スペースの検討	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

- 長期化が見込まれる場合は、住民と協力して避難所のレイアウトを再検討する。段ボールベッド等の資材を入れる場合は、一度室内を大掃除し換気を十分にしたうえで実施する。
- 6.1 節の空間利用を参照する。その際、食事スペース等は居住空間と別に設置した方が良いが、利用方法として一度に集まらず互いに距離をとる、共有で使用するもの（食器等）は置かない、アルコール消毒を徹底する等のルールを決めておく。
- 地域社会の事情により、自宅療養者が避難所生活を送る場合は、6.2 節を参照にする。できるだけ感染症予防ができ、本人も安心できる施設へ移動できるように調整をこころみる。
- 避難所生活による体調不良が起きやすいため、水分補給や栄養バランスが取れた食事摂取、エコノミークラス症候群の予防、口腔衛生管理やストレスを溜めないような生活の工夫が必要。これは、既存の避難所運営でも注視されていることではあるが、感染症予防のためにも抵抗力を下げないように啓発活動をしていく。例年厚生労働省 HP から出されている、避難所生活での健康に関するリーフレット（下記）等を活用し、環境も整えていく。

厚生労働省「避難所生活で健康に過ごすために」 https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000333852.pdf	
---	---

7.2 衛生的な環境の維持（簡易版パワーポイント p.19）

【確認事項】

タスク	目的
手洗い場/足洗い場の設置	統一した指針の確立
共同スペースの衛生環境	
衛生に配慮した食料管理と配布方法	
衛生に配慮した物資配布方法	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
----------------	----------------

【備考】

- 断水時は、早急に手洗い場だけでなく、足洗い場の設置も行おう。
- 詳細は 6.1 節参照。統一した衛生方法は徹底して実施しなければ効果が無いため、住民一人ひとりの協力が必要である。
- 炊き出しは、食材の管理や衛生管理面から、保健所にも相談し慎重に検討する。
- 避難の長期化が見越される場合は、追加の衛生用品の速やかな用意が必要。

7.3 資機材の調達（簡易版パワーポイント p.20）

【資機材】

資機材	目的	調達すべき数量
段ボールベッド	生活環境の改善	
パーテーション(拭けるもの)		
ビニールシート	飛沫、接触感染の防止	
自立型テント		
洗濯機	感染症予防	
仮設トイレ(洋式)	体調管理	
冷蔵庫(食糧管理)	食中毒予防	
扇風機やスポットクーラー(夏季)	体調管理	

庁内担当記載欄	目標達成予定日
----------------	----------------

【備考】

- パーテーションは、段ボール**ベッド**に腰かけても顔が出ない高さが望ましい。それでも飛沫感染は予防しきれないため、マスクの着用や隣世帯との距離が必要である。
- 仮設トイレは既存の避難所運営計画にも入っていると思われるが、洋式タイプが望ましい。また、和式トイレにプラスチックの洋式便座をかぶせることで活用ができるが、安全には留意する。
- 長期化が予測されすぐに洗濯機を設置する。衣類等へ付着したウイルスの除去に効果がある。
- 感染者(疑いも含む)のリネンを洗濯する場合：
 - リネンは、体液で汚れていない場合は、手袋とマスク(サージカル等)をつけ、一般的な家庭用洗剤等で洗濯し、完全に乾かす対応で差し支えない。
 - 体液で汚れたリネンを取り扱う際は、手袋、長袖ガウン、マスク(サージカル等)をつけ、消毒(80℃以上の熱湯に10分間以上つける又は0.1%(1000ppm)次亜塩素酸)を行う。
- タオル・毛布は一度配布したら共有しない。したがって通常より大量に必要。
- 拡声器は大声を上げない(飛沫感染を防ぐ)ために必要。

7.4 ゴミ(簡易版パワーポイント p.21)

【確認事項】

衛生用品とタスク	目的	調達すべき数量
世帯ごとのゴミ袋	衛生管理	
足踏み式ゴミ箱/蓋付き		
感染性廃棄物として取り扱う場合のルール	ごみ管理	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【ごみ管理ルールの考え方】

- 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てる。ごみ捨てるの担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分する。
- 「感染者(症状有りや疑い者)が出したごみ(食べ物、体液が付着したもの等)」と、「非医療従事者(避難所担当者等)が着用した手袋等」は、感染性廃棄物として廃棄する。
- 感染性廃棄物の廃棄には医療廃棄物を取り扱う専門業者との契約が必要。
- 感染性廃棄物は足踏み式ゴミ箱、または蓋つきのごみ箱に捨てる。
- 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性の廃棄物ゴミ箱に廃棄する。
 - ごみ収集の際は、手袋・サージカルマスク・眼の防護具(フェイスシールド又はゴーグル)・長袖ガウンを使用する。

参考情報	
環境省「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flver_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf	

7.5 保健医療体制（簡易版パワーポイント p.22）

【確認事項】

タスク	目的
救護所設置場所の検討	保健医療提供の柔軟な対応
感染症者以外の傷病者の搬送	
保健師の巡回	
避難所支援者対応	
避難所に入る様々な支援者への対応	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【保健医療提供の柔軟な対応】

- 救護所設置場所を再検討する。
 - 医療者の感染、避難者間の感染を防ぐためにも、屋外スペースが望ましい（自立型テントやエアテントを使用する）。
- 在宅避難の方が来る可能性も想定する。
- 感染症者以外の傷病者の搬送ルールを取り決めておく。
 - 症状が軽い人は、可能な限り救護所や診療所で診る体制を整えた方が良い。
- 巡回保健師は複数の避難所を掛け持ちする機会が多いので、感染を波及する可能性が高いため、目的別の感染防御の徹底が必要である。
- 避難所に入る様々な支援者への対応
 - 感染防御対策・衛生用品を準備していない支援者は断る。
 - NGO等の保健医療チームは、保健所に設置されている可能性の高い保健医療調整本部支部(仮)を通して入ってもらう。

8. 避難所閉鎖

8.1 避難所閉鎖時の対応（簡易版パワーポイント p.23）

【確認事項】

タスク	目的
感染者が利用された後の対応方法	原状復帰
宿泊施設借上げ終了時の対応	

庁内担当記載欄	目標達成予定日

【備考】

- 感染者の利用後の対応
 - 退去後の居室の清掃等・退去後は、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
 - 清掃は、通常の宿泊施設等と同様の清掃に加え、次亜塩素酸 0.05%溶液及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く。
 - 清掃・消毒の際は、手袋、サージカルマスク、眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル）、長袖ガウンを使用して行う。

- 宿泊施設借り上げを終了する際の対応
 - 上記、利用後の居室の清掃等と同様の対応でも差し支えないが、施設側と調整の上、必要に応じて消毒等適切な対応を行う。

【参考資料】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（事務連絡）」（令和2年4月7日付事務連絡）内閣府 http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf
- 「新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)」厚生労働省 HP 令和2年4月16日時点版 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000618528.pdf>
- 「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」の送付について（令和2年4月2日付事務連絡）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 <https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>
- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」厚生労働省 HP <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- 「新型コロナウイルスから皆さんの安全をまもるために」防衛省統合幕僚監部 https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf
- 「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」日本環境感染学会 HP <http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazokuchuijikkou.pdf>
- 「大規模自然災害時の被災地における感染制御マネジメントの手引き」アドホック委員会被災地における感染対策に関する検討委員会報告,日本感染症学会, http://www.kankyokansen.org/other/public-comment_1312.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（令和2年4月7日）国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>
- 「避難所における感染対策マニュアル」2011年3月24日版 平成22年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班(主任研究者 切替照雄)作成 http://qsh.jp/saigai_doc/kansentaisaku_20110324.pdf
- 「新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方」環境省 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf

【医療廃棄物処理等に関する紹介リンク先】

- 「新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について（通知）」令和2年3月4日付環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生資源循環局長通知 http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf
- 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>
- 「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/>

COVID-19は未解明の部分が多く、最適な対応が今後変わってゆくことが考えられます。本資料にとらわれることなく、厚生労働省や各関係省庁のウェブサイト、各学会等のウェブサイト等も注視のうえ、最新情報へのアップデートをお願いします。

【執筆協力者】

- 藤原宏之 人と防災未来センター研究調査員(伊勢市から出向)
: レポート全体の構成、簡易版のデザイン
高原耕平 人と防災未来センター主任研究員: 手引き版のデザイン
松川杏寧 人と防災未来センター主任研究員: 合理的配慮に関する事項
木作尚子 人と防災未来センター主任研究員: 福祉避難所に関する事項

【謝辞】

本レポートの原案について、人と防災未来センター・リサーチフェローの自治体職員の皆さま、リサーチフェローの先生方、またセンターの研修等で関わりのある自治体職員の皆さまからご意見をいただきました。

心より御礼申し上げます。

【更新履歴】

- 2020/5/1 「臨時レポート No.1 (2020年4月30日現在)」Ver.2 公開
2020/4/27 「臨時レポート No.1 (2020年4月23日現在)」微修正第2版公開
2020/4/24 「臨時レポート No.1 (2020年4月23日現在)」初版公開

DRI 臨時レポート No.1 (2020年4月30日現在)

http://www.dri.ne.jp/wordpress/wp-content/uploads/Sp_report_Vol1.pdf

**DRI**

公益財団法人 ひょうご震災記念 21世紀研究機構
人と防災未来センター
〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
TEL : 078-262-5066、FAX : 078-262-5082
研究員 高岡誠子

国部整水対第10号
令和2年5月26日

河川関係事務所長 殿

河 川 部 長
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について

標記について、令和2年5月22日付け国水環防第7号で水管理・国土保全局河川環境課水防企画室長より別紙のとおり依頼があったので、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴事務所管内河川の浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれない。

なお、感染症指定医療機関の管理者から水害リスク等に関する問い合わせがあった場合は、国管理河川については貴事務所に設置されている「災害情報普及支援室」から助言を行われたい。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会等において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行う。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者及び市町村に対して、管理する区域内にある前項の感染症指定医療機関を把握し、水害発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、合わせて検討に当たって参考になる資料について情報提供する。

中部地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室長
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について（依頼）

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられた。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（平成31年3月29日）において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところである。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日）で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところであるが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴局管内河川の浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれたい。

なお、感染症指定医療機関の管理者から水害リスク等に関する問い合わせがあった場合は、国管理河川については整備局等の河川事務所に設置されている「災害情報普及支援室」から助言を行われたい。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行う。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者及び市町村に対して、管理する区域内にある前項の感染症指定医療機関を把握し、水害発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供する。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」
(平成 31 年 3 月 内閣府 (防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)
([URL:http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf))
 - ・非常災害対策計画の作成のポイント (P4)
 - ・病院の事例：今井整形外科医院 (P81～105)、鷺沼産婦人科医院 (P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 恭則 (内線 35439)

津波水防係長 太田 克久 (内線 35457)

T E L : 03-5253-8111 (代表) F A X : 03-5253-1603

浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト
 (想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関)

番号	病院名	浸水深	都道府県	所在地	指定種類
1	市立札幌病院	5m以上	北海道	北海道札幌市中央区北11条西13丁目1-1	第一種感染症指定医療機関
2	砂川市立病院	5m以上	北海道	北海道砂川市西4条北3丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
3	岩見沢市立総合病院	3~5m	北海道	北海道岩見沢市9条西7丁目2	第二種感染症指定医療機関
4	J A北海道厚生連 俱知安厚生病院	2~3m	北海道	北海道虻田郡俱知安町北4条東1丁目2	第二種感染症指定医療機関
5	深川市立病院	2~3m	北海道	北海道深川市6条6番1号	第二種感染症指定医療機関
6	市立旭川病院	2~3m	北海道	北海道旭川市金星町1丁目1-65	第二種感染症指定医療機関
7	名寄市立総合病院	2~3m	北海道	北海道名寄市西7条南8丁目 1番地	第二種感染症指定医療機関
8	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	2~3m	北海道	北海道富良野市住吉町1-30	第二種感染症指定医療機関
9	J A北海道厚生連 遠軽厚生病院	2~3m	北海道	北海道紋別郡遠軽町大通北3丁目1-5	第二種感染症指定医療機関
10	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	2~3m	青森県	青森県五所川原市字岩木町12番地3	第二種感染症指定医療機関
11	仙台市立病院	2~3m	宮城県	宮城県仙台市太白区あすと長町1丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
12	石巻赤十字病院	2~3m	宮城県	宮城県石巻市蛇田字西道下71番地	第二種感染症指定医療機関
13	栗原市立栗原中央病院	2~3m	宮城県	宮城県栗原市築館宮野中央3丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
14	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター	2~3m	秋田県	秋田県大曲市大曲通町8-65	第二種感染症指定医療機関
15	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院	1m以下	秋田県	秋田県由利本荘市川口字家後38	第二種感染症指定医療機関
16	山形県立中央病院	2~3m	山形県	山形県山形市大字青柳1800番地	第一種感染症指定医療機関
17	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	2~3m	山形県	山形県酒田市あきほ町30番地	第二種感染症指定医療機関
18	福島赤十字病院	1m以下	福島県	福島県八島町7番7号	第二種感染症指定医療機関
19	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	1m以下	福島県	福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2	第二種感染症指定医療機関
20	水戸赤十字病院	3~5m	茨城県	茨城県水戸市三の丸3丁目12-48	第二種感染症指定医療機関
21	古河赤十字病院	3~5m	茨城県	茨城県古河市下山町1150番地	第二種感染症指定医療機関
22	茨城県厚生医療センター病院	2~3m	茨城県	茨城県猿島郡境町2190	第二種感染症指定医療機関
23	J Aとりで総合医療センター	2~3m	茨城県	茨城県取手市本郷2丁目1-1	第一種感染症指定医療機関
24	芳賀赤十字病院	2~3m	栃木県	栃木県真岡市中郷271	第二種感染症指定医療機関
25	とちぎメディカルセンターしもつが	2~3m	栃木県	栃木県栃木市大平町川連420-1	第二種感染症指定医療機関
26	佐野厚生総合病院	2~3m	栃木県	栃木県佐野市堀米町1728	第二種感染症指定医療機関
27	桐生厚生総合病院	5m以上	群馬県	群馬県桐生市織姫町6番3号	第二種感染症指定医療機関
28	群馬大学医学部附属病院	1m以下	群馬県	群馬県前橋市昭和町3丁目39-15	第一種感染症指定医療機関
29	伊勢崎市民病院	1m以下	群馬県	群馬県伊勢崎市連取本町12-1	第二種感染症指定医療機関
30	公立藤岡総合病院	1m以下	群馬県	群馬県藤岡市中栗須813-1	第二種感染症指定医療機関
31	埼玉県済生会 栗橋病院	3~5m	埼玉県	埼玉県久喜市小右衛門714-6	第二種感染症指定医療機関
32	春日部市立医療センター	3~5m	埼玉県	埼玉県春日部市中央6丁目7番1	第二種感染症指定医療機関
33	本庄総合病院	1m以下	埼玉県	埼玉県本庄市北堀1780	第二種感染症指定医療機関
34	東京ベイ・浦安市川医療センター	2~3m	千葉県	千葉県浦安市当代島3丁目4-32	第二種感染症指定医療機関
35	南房総市立富山国保病院	2~3m	千葉県	千葉県南房総市平久里中1410-1	第二種感染症指定医療機関
36	いすみ医療センター	1m以下	千葉県	千葉県いすみ市苅谷1177	第二種感染症指定医療機関
37	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	2~3m	東京都	東京都新宿区戸山1丁目21-1	特定感染症指定医療機関
38	東京都立墨東病院	2~3m	東京都	東京都墨田区江東橋4丁目23-15	第一種感染症指定医療機関
39	自衛隊中央病院	1m以下	東京都	東京都世田谷区池尻1丁目2-24	第一種感染症指定医療機関
40	平塚市民病院	3~5m	神奈川県	神奈川県平塚市南原1丁目19-1	第二種感染症指定医療機関
41	川崎市立川崎病院	2~3m	神奈川県	神奈川県川崎市川崎区新川連12-1	第二種感染症指定医療機関
42	厚木市立病院	1m以下	神奈川県	神奈川県厚木市水引1丁目16-36	第二種感染症指定医療機関
43	藤沢市民病院	1m以下	神奈川県	神奈川県藤沢市藤沢2丁目6-1	第二種感染症指定医療機関
44	神奈川県立足柄上病院	1m以下	神奈川県	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領866-1	第二種感染症指定医療機関
45	新潟市民病院	3~5m	新潟県	新潟県新潟市中央区鐘木463-7	第一種感染症指定医療機関
46	新潟県立中央病院	3~5m	新潟県	新潟県上越市新南町205番地	第二種感染症指定医療機関
47	長岡赤十字病院	2~3m	新潟県	新潟県長岡市千秋2丁目297-1	第二種感染症指定医療機関
48	高岡市民病院	3~5m	富山県	富山県高岡市宝町4番1号	第二種感染症指定医療機関
49	富山県立中央病院	2~3m	富山県	富山県富山市西長江2丁目2-78	第一種感染症指定医療機関
50	黒部市民病院	2~3m	富山県	富山県黒部市三日市1108-1	第二種感染症指定医療機関
51	富山市民病院	2~3m	富山県	富山県富山市今泉北都町2-1	第二種感染症指定医療機関
52	市立砺波総合病院	2~3m	富山県	富山県砺波市新富町1-61	第二種感染症指定医療機関
53	石川県立中央病院	2~3m	石川県	石川県金沢市鞍月東2丁目1	第一種感染症指定医療機関
54	国民健康保険小松市民病院	2~3m	石川県	石川県小松市向本折町水60番地	第二種感染症指定医療機関
55	福井県立病院	2~3m	福井県	福井県福井市四ツ井2丁目8-1	第一種感染症指定医療機関
56	福井赤十字病院	3~5m	福井県	福井県福井市月見2丁目4-1	第二種感染症指定医療機関
57	市立敦賀病院	2~3m	福井県	福井県敦賀市三島町1丁目6-60	第二種感染症指定医療機関
58	杉田玄白記念公立小浜病院	2~3m	福井県	福井県小浜市大手町2-2	第二種感染症指定医療機関
59	峡南医療センター企業団 富士川病院	5m以上	山梨県	山梨県南巨摩郡富士川町飯沢340-1	第二種感染症指定医療機関
60	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	2~3m	山梨県	山梨県甲府市富士見1丁目1-1	第一種感染症指定医療機関
61	市立甲府病院	2~3m	山梨県	山梨県甲府市 増坪町366番地	第二種感染症指定医療機関
62	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	2~3m	山梨県	山梨県山梨市落合860	第二種感染症指定医療機関
63	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	5m以上	長野県	長野県長野市松代町松代183	第二種感染症指定医療機関
64	長野県立木曽病院	1m以下	長野県	長野県木曽郡木曽町福島6613-4	第二種感染症指定医療機関
65	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	1m以下	長野県	長野県中野市西1-5-63	第二種感染症指定医療機関
66	大垣市民病院	5m以上	岐阜県	岐阜県大垣市南畑町4丁目86番地	第二種感染症指定医療機関
67	岐阜県立多治見病院	5m以上	岐阜県	岐阜県多治見市前畑町5丁目161	第二種感染症指定医療機関
68	岐阜赤十字病院	3~5m	岐阜県	岐阜県岐阜市岩倉町3丁目36	第一種感染症指定医療機関
69	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	1m以下	岐阜県	岐阜県関市若草通5丁目1	第二種感染症指定医療機関
70	富士市立中央病院	2~3m	静岡県	静岡県富士市高島町50	第二種感染症指定医療機関
71	市立島田市民病院	1m以下	静岡県	静岡県島田市島田1200番地5	第二種感染症指定医療機関
72	一宮市立市民病院	3~5m	愛知県	愛知県一宮市文京2丁目2-22	第二種感染症指定医療機関
73	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	2~3m	愛知県	愛知県弥富市前7須町南本町396	第二種感染症指定医療機関
74	伊勢赤十字病院	2~3m	三重県	三重県伊勢市船江1丁目471番2	第一種感染症指定医療機関
75	市立四日市病院	1m以下	三重県	三重県四日市市芝田2丁目2-37	第二種感染症指定医療機関
76	松阪市民病院	1m以下	三重県	三重県松阪市殿町1550	第二種感染症指定医療機関
77	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	2~3m	滋賀県	滋賀県栗東市大橋2丁目4-1	第二種感染症指定医療機関
78	彦根市立病院	2~3m	滋賀県	滋賀県彦根市八坂町1882	第二種感染症指定医療機関
79	高島市民病院	2~3m	滋賀県	滋賀県高島市勝野1667	第二種感染症指定医療機関
80	近江八幡市立総合医療センター	1m以下	滋賀県	滋賀県近江八幡市土田町1379	第二種感染症指定医療機関
81	長浜赤十字病院	1m以下	滋賀県	滋賀県長浜市宮前町14-7	第二種感染症指定医療機関
82	市立福知山市民病院	5m以上	京都府	京都府福知山市厚中町231番地	第二種感染症指定医療機関

浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト
 (想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関)

番号	病院名	浸水深	都道府県	所在地	指定種類
83	京都山城総合医療センター	3~5m	京都府	京都府木津川市木津駅前1丁目27	第二種感染症指定医療機関
84	京都府立医科大学附属病院	2~3m	京都府	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	第一種感染症指定医療機関
85	医療法人啓信会 京都きつ川病院	2~3m	京都府	京都府城陽市平川西六反26-1	第二種感染症指定医療機関
86	京都市立病院	1m以下	京都府	京都府京都市中京区壬生東高田町1-2	第二種感染症指定医療機関
87	大阪市立総合医療センター	2~3m	大阪府	大阪府大阪市都島区都島本通2丁目13-22	第一種感染症指定医療機関
88	兵庫県立尼崎総合医療センター	3~5m	兵庫県	兵庫県尼崎市東灘波町2丁目17-77	第二種感染症指定医療機関
89	赤穂市立病院	3~5m	兵庫県	兵庫県赤穂市中広1090	第二種感染症指定医療機関
90	奈良県立医科大学附属病院	2~3m	奈良県	奈良県橿原市四条町840	第一種感染症指定医療機関
91	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	3~5m	和歌山県	和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺219	第二種感染症指定医療機関
92	有田市立病院	3~5m	和歌山県	和歌山県有田市宮崎町6	第二種感染症指定医療機関
93	鳥取県立厚生病院	5m以上	鳥取県	鳥取県倉吉市東昭和町150	第一種感染症指定医療機関
94	鳥取県立中央病院	2~3m	鳥取県	鳥取県鳥取市江津730	第二種感染症指定医療機関
95	鳥取大学医学部附属病院	2~3m	鳥取県	鳥取県米子市西町36番地-1	第二種感染症指定医療機関
96	松江赤十字病院	2~3m	島根県	島根県松江市母衣町200	第一種感染症指定医療機関
97	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	2~3m	島根県	島根県浜田市浅井町777-12	第二種感染症指定医療機関
98	益田赤十字病院	2~3m	島根県	島根県益田市乙吉町 1103-1	第二種感染症指定医療機関
99	島根県立中央病院	1m以下	島根県	島根県出雲市姫原4丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
100	隠岐広域連立隠岐病院	1m以下	島根県	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355	第二種感染症指定医療機関
101	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	3~5m	岡山県	岡山県倉敷市美和1丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
102	岡山市立市民病院	2~3m	岡山県	岡山県岡山市北区北長瀬表町3丁目20-1	第二種感染症指定医療機関
103	岡山大学病院	5m以上	岡山県	岡山県岡山市北区鹿田町2丁目5-1	第一種感染症指定医療機関
104	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	3~5m	広島県	広島県広島市中区舟入幸町14-11	第二種感染症指定医療機関
105	広島大学病院	2~3m	広島県	広島県広島市南区轟1丁目2-3	第一種感染症指定医療機関
106	徳島県立三好病院	5m以上	徳島県	徳島県三好市池田町7815-2	第二種感染症指定医療機関
107	徳島県立中央病院	3~5m	徳島県	徳島県徳島市蔵本町1丁目10-3	第二種感染症指定医療機関
108	徳島大学病院	2~3m	徳島県	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	第一種感染症指定医療機関
109	西条中央病院	3~5m	愛媛県	愛媛県西条市朔日市804	第二種感染症指定医療機関
110	愛媛県立中央病院	1m以下	愛媛県	愛媛県松山市春日町83番地	第二種感染症指定医療機関
111	北九州市立医療センター	2~3m	福岡県	福岡県北九州市小倉北区馬借2丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
112	福岡赤十字病院	1m以下	福岡県	福岡県福岡市南区大楠3丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
113	聖マリア病院	1m以下	福岡県	福岡県久留米市津福本町422	第二種感染症指定医療機関
114	独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	2~3m	佐賀県	佐賀県佐賀市嘉瀬町中原400	第一種感染症指定医療機関
115	熊本県立熊本市民病院	2~3m	熊本県	熊本県東区東町4丁目1-60	第一種感染症指定医療機関
116	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	3~5m	熊本県	熊本県人吉市老神町35番地	第二種感染症指定医療機関
117	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院	2~3m	熊本県	熊本県八代市通町10-10	第二種感染症指定医療機関
118	国保水俣市立総合医療センター	2~3m	熊本県	熊本県水俣市天神町1丁目2-1	第二種感染症指定医療機関
119	大分県立病院	3~5m	大分県	大分県大分市大字豊饒2-8-1	第一種感染症指定医療機関
120	地域医療機能推進機構 南海医療センター	2~3m	大分県	大分県佐伯市常盤西町7-番8号	第二種感染症指定医療機関
121	大分県済生会日田病院	2~3m	大分県	大分県日田市大字三和643-7	第二種感染症指定医療機関
122	県立延岡病院	3~5m	宮崎県	宮崎県延岡市新小路2丁目1-10	第二種感染症指定医療機関
123	都城市郡医師会病院	3~5m	宮崎県	宮崎県都城市太郎坊町1364-1	第二種感染症指定医療機関
124	宮崎県立宮崎病院	2~3m	宮崎県	宮崎県宮崎市北高松町5-30	第一種感染症指定医療機関
125	鹿児島市立病院	2~3m	鹿児島県	鹿児島県鹿児島市上荒田町37-1	第二種感染症指定医療機関

感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

○特定感染症指定医療機関：4医療機関(10床)

病院名	病床数	所在地
成田赤十字病院	2床	千葉県
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院	4床	東京都
常滑市民病院	2床	愛知県
りんくう総合医療センター	2床	大阪府

○第一種感染症指定医療機関：55医療機関(103床)

病院名	病床数	所在地
市立札幌病院	2床	北海道
青森県立中央病院	1床	青森県
盛岡市立病院	2床	岩手県
東北大学病院	2床	宮城県
秋田大学医学部附属病院	2床	秋田県
山形県立中央病院	2床	山形県
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	2床	福島県
JAとりで総合医療センター	2床	茨城県
自治医科大学附属病院	1床	栃木県
群馬大学医学部附属病院	2床	群馬県
埼玉医科大学病院	2床	埼玉県
防衛医科大学校病院	2床	埼玉県
成田赤十字病院	1床	千葉県
東京都立駒込病院	2床	東京都
東京都立墨東病院	2床	東京都
公益財団法人東京都保険医療公社 荏原病院	2床	東京都
自衛隊中央病院	2床	東京都
横浜市立市民病院	2床	神奈川県
新潟市民病院	2床	新潟県
富山県立中央病院	2床	富山県
石川県立中央病院	2床	石川県
福井県立病院	2床	福井県
地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	2床	山梨県
長野県立信州医療センター	2床	長野県
岐阜赤十字病院	2床	岐阜県
静岡市立静岡病院	2床	静岡県
名古屋第二赤十字病院	2床	愛知県
伊勢赤十字病院	2床	三重県
市立大津市民病院	2床	滋賀県
京都府立医科大学附属病院	2床	京都府
りんくう総合医療センター	2床	大阪府
大阪市立総合医療センター	1床	大阪府
堺市立総合医療センター	1床	大阪府
神戸市立医療センター中央市民病院	2床	兵庫県
兵庫県立加古川医療センター	2床	兵庫県
奈良県立医科大学附属病院	2床	奈良県
日本赤十字社 和歌山医療センター	2床	和歌山県
鳥取県立厚生病院	2床	鳥取県
松江赤十字病院	2床	島根県
岡山大学病院	2床	岡山県
広島大学病院	2床	広島県
山口県立総合医療センター	2床	山口県
徳島大学病院	2床	徳島県
香川県立中央病院	2床	香川県
愛媛大学医学部附属病院	2床	愛媛県

病院名	病床数	所在地
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	2床	高知県
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	2床	福岡県
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	2床	佐賀県
長崎大学病院	2床	長崎県
熊本市立熊本市民病院	2床	熊本県
大分県立病院	2床	大分県
宮崎県立宮崎病院	1床	宮崎県
鹿児島大学病院	1床	鹿児島県
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	2床	沖縄県
琉球大学医学部附属病院	2床	沖縄県

※ 病院名は、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項に基づく病院開設許可申請書に記載された名称を掲載

○第二種感染症指定医療機関(平成31年4月1日現在)

- ・感染症病床を有する指定医療機関 351医療機関(1,758床)
- ・結核病床(稼働病床)を有する指定医療機関 184医療機関(3,502床)
- 【参考】結核患者収容モデル事業^(※1)を実施する指定医療機関 99医療機関(436床)

○結核指定医療機関^(※2) : 136,602床(平成31年4月1日現在)

・病院:8,203 診療所:68,773 薬局:59,626

※1 高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業であり、第二種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関の指定を受けている医療機関

※2 結核患者に対する適正な医療(通院医療)を担当させる医療機関



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

第二種感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

第二種感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

○第二種感染症指定医療機関

- ・感染症病床を有する指定医療機関 351医療機関(1,758床)
- ・結核病床(稼働病床)を有する指定医療機関 184医療機関(3,502床)

【参考】結核患者収容モデル事業を実施する指定医療機関(※) 99医療機関(436床)

※高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業であり、第二種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関の指定を受けている医療機関

※病院名は、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項に基づく病院開設許可申請書に記載された名称を掲載

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
1	市立函館病院	6床	10床		北海道
2	独立行政法人国立病院機構 函館病院		5床	10床	北海道
3	北海道立江差病院	4床			北海道
4	八雲総合病院	4床			北海道
5	市立札幌病院	6床			北海道
6	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター		50床	42床	北海道
7	札幌医科大学附属病院				北海道
8	独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院		10床		北海道
9	小樽市立病院	2床	4床		北海道
10	JA北海道厚生連 俱知安厚生病院	2床			北海道
11	岩見沢市立総合病院	4床			北海道
12	砂川市立病院	4床	6床		北海道
13	深川市立病院	4床			北海道
14	市立室蘭総合病院	4床	24床		北海道
15	苫小牧市立病院	4床			北海道
16	総合病院浦河赤十字病院	4床			北海道
17	市立旭川病院	6床			北海道
18	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター		20床	10床	北海道
19	名寄市立総合病院	4床			北海道
20	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	4床			北海道
21	留萌市立病院	4床			北海道
22	市立稚内病院	4床			北海道
23	JA北海道厚生連 網走厚生病院	2床		10床	北海道
24	北見赤十字病院	2床			北海道
25	広域紋別病院	2床			北海道
26	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	2床			北海道
27	JA北海道厚生連 帯広厚生病院	6床			北海道
28	独立行政法人国立病院機構帯広病院		14床	6床	北海道
29	市立釧路総合病院	4床	10床		北海道
30	市立根室病院	4床			北海道
31	弘前大学医学部附属病院	6床			青森県
32	八戸市立市民病院	6床			青森県
33	青森県立中央病院	4床			青森県
34	独立行政法人国立病院機構 青森病院		33床		青森県
35	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	4床			青森県
36	十和田市立中央病院	4床			青森県
37	むつ総合病院	4床			青森県
38	盛岡市立病院	6床			岩手県
39	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター		10床		岩手県
40	盛岡つなぎ温泉病院		2床		岩手県
41	岩手県立中部病院		20床		岩手県
42	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院	4床			岩手県
43	岩手県立遠野病院	2床			岩手県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
44	奥州市総合水沢病院	4床			岩手県
45	岩手県立胆沢病院		9床		岩手県
46	岩手県立江刺病院		15床		岩手県
47	岩手県立磐井病院		10床		岩手県
48	岩手県立千厩病院	4床			岩手県
49	岩手県立大船渡病院	4床	10床		岩手県
50	岩手県立宮古病院	4床	5床		岩手県
51	岩手県立久慈病院	4床			岩手県
52	岩手県立二戸病院		10床		岩手県
53	岩手県立一戸病院	4床			岩手県
54	公立刈田総合病院	4床			宮城県
55	仙台市立病院	8床			宮城県
56	大崎市民病院	6床			宮城県
57	石巻赤十字病院	4床			宮城県
58	気仙沼市立病院	4床			宮城県
59	栗原市立栗原中央病院	1床	28床		宮城県
60	医療法人宏人会木町病院			1床	宮城県
61	独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台病院			2床	宮城県
62	公益財団法人宮城厚生協会 長町病院			1床	宮城県
63	光ヶ丘スベルマン病院			1床	宮城県
64	医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院			1床	宮城県
65	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院			1床	宮城県
66	登米市立登米市民病院			2床	宮城県
67	秋田県厚生農業協同組合連合会 かつの厚生病院	2床			秋田県
68	大館市立総合病院	2床	6床		秋田県
69	北秋田市民病院	4床	4床		秋田県
70	秋田県厚生農業協同組合連合会 能代厚生医療センター	4床			秋田県
71	秋田県厚生農業協同組合連合会 秋田厚生医療センター	2床			秋田県
72	市立秋田総合病院		22床		秋田県
73	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院	4床			秋田県
74	独立行政法人国立病院機構 あきた病院		6床		秋田県
75	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター	4床		4床	秋田県
76	秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院		6床		秋田県
77	市立横手病院	4床			秋田県
78	秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	4床			秋田県
79	山形県立河北病院	6床			山形県
80	山形県立新庄病院	2床			山形県
81	公立置賜総合病院	4床			山形県
82	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	4床			山形県
83	独立行政法人国立病院機構 山形病院			6床	山形県
84	公立大学法人福島県立医科大学附属病院		14床		福島県
85	福島赤十字病院	6床			福島県
86	公立藤田総合病院		12床		福島県
87	公立岩瀬病院	6床			福島県
88	一般財団法人太田総合病院附属 太田西ノ内病院			4床	福島県
89	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	4床	10床		福島県
90	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	8床	14床	3床	福島県
91	竹田総合病院			2床	福島県
92	いわき市医療センター(結核病床休止中)	6床	15床		福島県
93	福島県立大野病院(休止中)	4床			福島県
94	水戸赤十字病院	10床			茨城県
95	茨城県立中央病院		25床		茨城県
96	株式会社日立製作所 日立総合病院	4床			茨城県
97	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	2床			茨城県
98	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院		20床		茨城県
99	社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会 常陸大宮済生会病院	4床			茨城県
100	公益財団法人 鹿島病院	4床	2床	2床	茨城県
101	総合病院土浦協同病院	6床			茨城県
102	公益財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	3床			茨城県
103	一般財団法人筑波龍仁会 筑波学園病院	3床	19床		茨城県
104	茨城県厚生農業協同組合連合会 JAとりで総合医療センター	6床			茨城県
105	古河赤十字病院	2床			茨城県
106	茨城西南医療センター病院	2床			茨城県
107	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	6床			栃木県
108	日光市民病院	4床			栃木県
109	芳賀赤十字病院	4床			栃木県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
110	とちぎメディカルセンターしもつが	6床			栃木県
111	那須赤十字病院	6床			栃木県
112	佐野厚生総合病院	4床			栃木県
113	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院		30床		栃木県
114	足利赤十字病院		15床	10床	栃木県
115	栃木県立岡本台病院			2床	栃木県
116	前橋赤十字病院	6床			群馬県
117	独立行政法人国立病院機構 渋川医療センター	4床			群馬県
118	伊勢崎市民病院	4床			群馬県
119	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	6床			群馬県
120	公立藤岡総合病院	4床			群馬県
121	公立富岡総合病院	4床			群馬県
122	原町赤十字病院	4床			群馬県
123	独立行政法人国立病院機構 沼田病院	4床			群馬県
124	SUBARU健康保険組合 太田記念病院	4床			群馬県
125	公立館林厚生病院	6床			群馬県
126	桐生厚生総合病院	4床			群馬県
127	県立精神医療センター			3床	群馬県
128	公益財団法人群馬慈恵会 松井田病院		4床		群馬県
129	さいたま市立病院	10床	20床		埼玉県
130	東松山市立市民病院	4床			埼玉県
131	深谷赤十字病院	6床			埼玉県
132	埼玉県済生会 栗橋病院	4床			埼玉県
133	埼玉医科大学病院	4床		6床	埼玉県
134	本庄総合病院	2床			埼玉県
135	春日部市立医療センター	2床			埼玉県
136	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	21床	30床		埼玉県
137	上尾中央総合病院	9床			埼玉県
138	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	4床			埼玉県
139	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院		30床		埼玉県
140	埼玉県立精神医療センター			4床	埼玉県
141	千葉大学医学部附属病院	5床			千葉県
142	千葉市立青葉病院	6床			千葉県
143	独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院	4床			千葉県
144	東京ベイ・浦安市川医療センター	4床			千葉県
145	松戸市立総合医療センター	8床			千葉県
146	成田赤十字病院	4床			千葉県
147	総合病院 国保旭中央病院	6床		4床	千葉県
148	医療法人社団徳風会 高根病院	4床			千葉県
149	いすみ医療センター	4床			千葉県
150	南房総市立富山国保病院	4床			千葉県
151	国保直営総合病院 君津中央病院	6床	18床		千葉県
152	独立行政法人国立病院機構 千葉東病院				千葉県
153	国際医療福祉大学市川病院		45床		千葉県
154	医療法人三省会本多病院		10床		千葉県
155	千葉県立佐原病院				千葉県
156	医療法人社団誠馨会 千葉中央メディカルセンター			2床	千葉県
157	医療法人社団柏水会 初石病院			2床	千葉県
158	医療法人社団圭春会 小張総合病院			2床	千葉県
159	日本医科大学千葉北総病院			2床	千葉県
160	東京女子医科大学附属八千代医療センター			2床	千葉県
161	東千葉メディカルセンター			1床	千葉県
162	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院			3床	千葉県
163	東京都立駒込病院	28床			東京都
164	東京都立墨東病院	8床			東京都
165	公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院	18床			東京都
166	公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院	20床			東京都
167	青梅市立総合病院	4床		2床	東京都
168	東京医科大学八王子医療センター	8床			東京都
169	国家公務員共済組合連合会 立川病院	6床			東京都
170	日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字病院	6床			東京都
171	公立昭和病院	6床			東京都
172	国民健康保険町立八丈病院	2床		2床	東京都
173	医療法人財団葛飾厚生会 東立病院		15床		東京都
174	社会福祉法人仁生社 江戸川メディケア病院		50床		東京都

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
175	公益財団法人結核予防会 新山手病院		8床		東京都
176	東京慈恵会医科大学附属第三病院		27床		東京都
177	公益財団法人結核予防会 複十字病院		60床		東京都
178	社会福祉法人上宮会 清瀬リハビリテーション病院		48床		東京都
179	独立行政法人国立病院機構 東京病院		100床		東京都
180	東京都立多摩総合医療センター		48床		東京都
181	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院		22床		東京都
182	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院		8床		東京都
183	JR東京総合病院		2床		東京都
184	日本大学医学部附属板橋病院		12床		東京都
185	東京都立小児総合医療センター		12床		東京都
186	医療法人伯鳳会 東京曳舟病院			2床	東京都
187	社会医療法人社団健友会 中野共立病院			1床	東京都
188	学校法人聖路加国際大学 聖路加国際病院			15床	東京都
189	日本赤十字医療センター			3床	東京都
190	城南福祉医療協会 大田病院			1床	東京都
191	河北総合病院分院			1床	東京都
192	日本医科大学付属病院			2床	東京都
193	慶應義塾大学病院			2床	東京都
194	東京都立松沢病院			18床	東京都
195	横浜市立市民病院	24床			神奈川県
196	川崎市立川崎病院	12床			神奈川県
197	横須賀市立市民病院	6床			神奈川県
198	厚木市立病院	6床			神奈川県
199	藤沢市民病院	6床			神奈川県
200	神奈川県立足柄上病院	6床			神奈川県
201	平塚市民病院	6床			神奈川県
202	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	6床			神奈川県
203	独立行政法人国立病院機構 神奈川病院		50床		神奈川県
204	公立大学法人 横浜市立大学附属病院		16床		神奈川県
205	川崎市立井田病院		40床		神奈川県
206	神奈川県立循環器呼吸器病センター		60床		神奈川県
207	新潟市民病院	6床			新潟県
208	新潟県立新発田病院	4床			新潟県
209	長岡赤十字病院	10床		8床	新潟県
210	新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	4床			新潟県
211	新潟県立中央病院	6床		2床	新潟県
212	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院		30床		新潟県
213	医療法人責善会 村上はまなす病院			3床	新潟県
214	社会福祉法人新潟市社会事業協会 信楽園病院			2床	新潟県
215	新潟県厚生農業協同組合連合会 柏崎総合医療センター			1床	新潟県
216	上越地域医療センター病院			12床	新潟県
217	新潟県厚生農業協同組合連合会 佐渡総合病院	4床		7床	新潟県
218	富山県立中央病院		16床		富山県
219	黒部市民病院	4床	5床		富山県
220	独立行政法人国立病院機構 富山病院		30床		富山県
221	富山市民病院	6床			富山県
222	射水市民病院		4床		富山県
223	高岡市民病院	6床	12床		富山県
224	金沢医科大学水見市民病院		5床		富山県
225	市立砺波総合病院	4床	5床		富山県
226	国民健康保険小松市民病院	4床	10床		石川県
227	金沢市立病院	6床	15床		石川県
228	独立行政法人国立病院機構 七尾病院	-	15床		石川県
229	市立輪島病院	4床			石川県
230	石川県立中央病院	-		2床	石川県
231	社会医療法人財団松原愛育会 松原病院	-		1床	石川県
232	公立能登総合病院	4床			石川県
233	珠洲市総合病院	-	7床		石川県
234	福井県立病院	2床	6床		福井県
235	福井赤十字病院	4床	10床		福井県
236	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 福井県済生会病院		4床		福井県
237	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	4床			福井県
238	公立丹南病院	4床			福井県
239	市立敦賀病院	2床			福井県
240	独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター				福井県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
241	杉田玄白記念公立小浜病院	2床	8床		福井県
242	市立甲府病院	6床			山梨県
243	北社市立甲陽病院	4床			山梨県
244	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	4床			山梨県
245	峡南医療センター企業団 富士川病院	4床			山梨県
246	国民健康保険富士吉田市立病院	4床			山梨県
247	大月市立中央病院	4床			山梨県
248	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	2床	16床		山梨県
249	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	4床			長野県
250	独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	4床			長野県
251	岡谷市民病院	4床			長野県
252	伊那中央病院	4床			長野県
253	飯田市立病院	4床		2床	長野県
254	長野県立木曾病院	4床			長野県
255	松本市立病院	6床			長野県
256	市立大町総合病院	4床			長野県
257	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	4床			長野県
258	長野県厚生信州医療センター	2床	24床		長野県
259	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	4床			長野県
260	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院			2床	長野県
261	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター		21床		長野県
262	長野赤十字病院			2床	長野県
263	岐阜赤十字病院	6床			岐阜県
264	大垣市民病院	6床	40床		岐阜県
265	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	6床		6床	岐阜県
266	岐阜県立多治見病院	6床	13床	2床	岐阜県
267	岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	4床	8床		岐阜県
268	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター		30床		岐阜県
269	県北西部地域医療センター 国保白鳥病院		4床		岐阜県
270	下田メディカルセンター	4床			静岡県
271	公益社団法人地域医療振興協会 伊豆今井浜病院			2床	静岡県
272	国際医療福祉大学 熱海病院	4床			静岡県
273	裾野赤十字病院	6床			静岡県
274	富士市立中央病院	6床	10床		静岡県
275	静岡市立静岡病院	4床			静岡県
276	市立島田市民病院	6床			静岡県
277	磐田市立総合病院	2床			静岡県
278	掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター	4床			静岡県
279	浜松医療センター	6床			静岡県
280	浜松市国民健康保険佐久間病院	4床			静岡県
281	静岡県立総合病院		50床		静岡県
282	静岡済生会総合病院			2床	静岡県
283	藤枝市立総合病院			3床	静岡県
284	独立行政法人国立病院機構 天竜病院		20床		静岡県
285	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院		20床		静岡県
286	名古屋第二赤十字病院			9床	愛知県
287	名古屋市立東部医療センター	10床			愛知県
288	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	6床			愛知県
289	公立陶生病院	6床	25床		愛知県
290	一宮市立市民病院	6床	18床		愛知県
291	春日井市民病院	6床			愛知県
292	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	6床			愛知県
293	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	6床		2床	愛知県
294	岡崎市立愛知病院	6床	25床		愛知県
295	医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院	6床			愛知県
296	豊橋市民病院	10床	10床		愛知県
297	独立行政法人国立病院機構 東名古屋病院		40床		愛知県
298	大同病院		10床		愛知県
299	豊川市民病院		8床		愛知県
300	独立行政法人国立病院機構 東尾張病院			4床	愛知県
301	独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院			2床	愛知県
302	公立西知多総合病院			10床	愛知県
303	三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センターいなべ総合病院			2床	三重県
304	三重県立総合医療センター	4床			三重県
305	市立四日市病院	2床			三重県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
306	独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター			17床	三重県
307	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院			2床	三重県
308	独立行政法人国立病院機構 三重病院	2床			三重県
309	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	6床	30床		三重県
310	独立行政法人国立病院機構 榑原病院			4床	三重県
311	松阪市民病院	2床			三重県
312	伊勢赤十字病院	2床		17床	三重県
313	紀南病院組合立 紀南病院	4床			三重県
314	市立大津市民病院	6床			滋賀県
315	社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	6床			滋賀県
316	公立甲賀病院	4床		2床	滋賀県
317	近江八幡市立総合医療センター	4床			滋賀県
318	彦根市立病院	4床	10床		滋賀県
319	長浜赤十字病院	4床			滋賀県
320	高島市民病院	4床			滋賀県
321	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院		10床		滋賀県
322	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター		16床	4床	滋賀県
323	京都府立医科大学附属病院		11床		京都府
324	京都市桃陽病院				京都府
325	京都市立病院	8床	12床		京都府
326	京都第一赤十字病院				京都府
327	京都大学医学部附属病院		15床		京都府
328	社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院				京都府
329	独立行政法人国立病院機構 南京都病院		20床		京都府
330	医療法人啓信会 京都市きづ川病院	6床			京都府
331	京都山城総合医療センター	10床			京都府
332	京都中部総合医療センター	4床	10床		京都府
333	市立福知山市民病院	4床	10床		京都府
334	京都府立医科大学附属 北部医療センター	4床	15床		京都府
335	りんくう総合医療センター	6床			大阪府
336	大阪市立総合医療センター	32床			大阪府
337	堺市立総合医療センター	6床			大阪府
338	市立豊中病院	14床			大阪府
339	市立ひらかた病院	8床			大阪府
340	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	6床	60床	6床	大阪府
341	独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター				大阪府
342	高槻赤十字病院			6床	大阪府
343	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪病院		30床		大阪府
344	医療法人 仁泉会 阪奈病院		123床		大阪府
345	大阪市立十三市民病院		39床	1床	大阪府
346	独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター		40床		大阪府
347	神戸市立医療センター中央市民病院	8床			兵庫県
348	神戸市立西神戸医療センター		50床		兵庫県
349	兵庫県立尼崎総合医療センター	8床			兵庫県
350	医療法人喜望会 谷向病院		28床		兵庫県
351	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院		50床		兵庫県
352	兵庫県立加古川医療センター	6床			兵庫県
353	市立加西病院	6床			兵庫県
354	姫路赤十字病院	6床			兵庫県
355	赤穂市民病院	4床		8床	兵庫県
356	医療法人千水会 赤穂仁泉病院			1床	兵庫県
357	公立豊岡病院組合立 豊岡病院	4床			兵庫県
358	公立八鹿病院		7床		兵庫県
359	兵庫県立淡路医療センター	4床	15床	1床	兵庫県
360	奈良県立医科大学附属病院	7床			奈良県
361	社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院	4床			奈良県
362	市立奈良病院	1床			奈良県
363	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター	4床			奈良県
364	地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	6床			奈良県
365	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター		30床		奈良県
366	独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター			4床	奈良県
367	日本赤十字社 和歌山医療センター	6床			和歌山県
368	公立那賀病院	4床			和歌山県
369	和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	4床			和歌山県
370	有田市立病院	4床			和歌山県
371	国保日高総合病院	4床			和歌山県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
372	紀南病院	4床			和歌山県
373	新宮市立医療センター	4床		4床	和歌山県
374	和歌山生協病院			4床	和歌山県
375	医療法人南労会 紀和病院			1床	和歌山県
376	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院		15床	4床	和歌山県
377	鳥取県立中央病院	4床	10床		鳥取県
378	鳥取県立厚生病院	2床			鳥取県
379	鳥取県済生会境港総合病院	2床			鳥取県
380	鳥取大学医学部附属病院	2床	6床		鳥取県
381	松江市立病院	4床			島根県
382	雲南市立病院	4床			島根県
383	島根県立中央病院	6床			島根県
384	大田市立病院	4床			島根県
385	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	4床			島根県
386	益田赤十字病院	4床	4床		島根県
387	隠岐広域連合立隠岐病院	2床			島根県
388	国立病院機構 松江医療センター			12床	島根県
389	岡山市立市民病院	6床	7床		岡山県
390	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	10床			岡山県
391	津山中央病院	8床	10床		岡山県
392	岡山県健康づくり財団附属病院			20床	岡山県
393	独立行政法人国立病院機構 南岡山医療センター			25床	岡山県
394	医療法人 平病院			27床	岡山県
395	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	16床			広島県
396	福山市立病院	6床			広島県
397	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	4床	16床		広島県
398	国家公務員共済組合連合会 吉島病院			41床	広島県
399	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院			5床	広島県
400	公立学校共済組合 中国中央病院			6床	広島県
401	総合病院 庄原赤十字病院	2床			広島県
402	山口県立総合医療センター	12床		1床	山口県
403	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院	12床		1床	山口県
404	地方独立行政法人下関市立市民病院	6床			山口県
405	山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	8床			山口県
406	独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター			30床	山口県
407	徳島大学病院	6床			徳島県
408	徳島県立中央病院	5床	5床		徳島県
409	徳島県立三好病院	6床	8床		徳島県
410	徳島県立海部病院	4床	4床		徳島県
411	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター			20床	徳島県
412	高松赤十字病院				香川県
413	香川県立中央病院			5床	香川県
414	独立行政法人国立病院機構 高松医療センター			20床	香川県
415	高松市立みんなの病院	6床			香川県
416	さぬき市民病院	4床			香川県
417	小豆島中央病院	4床	5床		香川県
418	坂出市立病院	4床			香川県
419	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター			3床	香川県
420	香川県立丸亀病院			4床	香川県
421	三豊総合病院	4床			香川県
422	公立学校共済組合 三島医療センター	4床			愛媛県
423	愛媛県立新居浜病院	2床	21床		愛媛県
424	西条中央病院	2床			愛媛県
425	今治市医師会市民病院	4床			愛媛県
426	愛媛県立中央病院	3床			愛媛県
427	松山赤十字病院	3床			愛媛県
428	独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター			20床	愛媛県
429	市立大洲病院			8床	愛媛県
430	市立八幡浜総合病院	2床			愛媛県
431	西予市立西予市民病院	2床			愛媛県
432	市立宇和島病院	4床	5床		愛媛県
433	一般財団法人創精会 松山記念病院			1床	愛媛県
434	高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	6床	20床		高知県
435	独立行政法人国立病院機構 高知病院			22床	高知県
436	高知赤十字病院			6床	高知県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
437	高知県立あき総合病院		5床		高知県
438	高知県立幡多けんみん病院	3床	4床		高知県
439	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	10床	38床		福岡県
440	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	2床			福岡県
441	福岡赤十字病院	2床			福岡県
442	田川市立病院	8床			福岡県
443	聖マリア病院	6床			福岡県
444	筑後市立病院	2床			福岡県
445	福岡大学筑紫病院	2床			福岡県
446	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院	2床			福岡県
447	福岡市民病院	4床			福岡県
448	北九州市立医療センター	16床			福岡県
449	独立行政法人 国立病院機構大牟田病院	2床	20床		福岡県
450	社会医療法人天神会 新古賀病院	8床			福岡県
451	北九州市立門司病院		55床		福岡県
452	医療法人西福岡病院		30床		福岡県
453	医療法人社団廣徳会岡部病院		18床		福岡県
454	独立行政法人地域医療機能推進機構 福岡ゆたか中央病院		30床		福岡県
455	福岡県立精神医療センター太宰府病院			10床	福岡県
456	幸明会 船小屋病院			4床	福岡県
457	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	6床			佐賀県
458	国立病院機構 東佐賀病院	4床	30床		佐賀県
459	唐津赤十字病院	4床			佐賀県
460	国立病院機構 嬉野医療センター	4床			佐賀県
461	伊万里有田共立病院	4床			佐賀県
462	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター			4床	佐賀県
463	地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	6床	13床		長崎県
464	佐世保市総合医療センター	4床	20床		長崎県
465	地方独立行政法人 北松中央病院	2床			長崎県
466	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院		8床		長崎県
467	日本赤十字社長崎原爆犠牲者慰霊病院		20床		長崎県
468	市立大村市民病院	4床			長崎県
469	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター				長崎県
470	長崎県島原病院	4床			長崎県
471	長崎県五島中央病院	4床	10床		長崎県
472	長崎県上五島病院	4床			長崎県
473	長崎県吉岐病院	4床	6床		長崎県
474	長崎県対馬病院	4床	4床		長崎県
475	熊本市立熊本市市民病院	10床			熊本県
476	江南病院		15床		熊本県
477	熊本県立こころの医療センター		10床		熊本県
478	荒尾市民病院	4床			熊本県
479	山鹿市民医療センター	4床			熊本県
480	菊池郡市医師会立病院	4床			熊本県
481	阿蘇医療センター	4床			熊本県
482	宇城総合病院	4床			熊本県
483	独立行政法人国立病院機構 熊本南病院		22床		熊本県
484	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院	4床			熊本県
485	国保水俣市立総合医療センター	4床			熊本県
486	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	4床			熊本県
487	独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院	4床	2床		熊本県
488	天草市立栖本病院		46床		熊本県
489	国東市民病院	4床		5床	大分県
490	大分県厚生連鶴見病院	4床			大分県
491	独立行政法人国立病院機構 西別府病院		50床		大分県
492	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター			4床	大分県
493	大分赤十字病院			4床	大分県
494	大分県立病院	10床		4床	大分県
495	大分大学医学部附属病院			3床	大分県
496	臼杵市医師会立コスモス病院	4床			大分県
497	地域医療機能推進機構 南海医療センター	4床		6床	大分県
498	豊後大野市民病院	4床			大分県
499	大分県済生会日田病院	4床			大分県
500	宇佐高田医師会病院	4床			大分県
501	県立宮崎病院	6床			宮崎県
502	県立延岡病院	4床			宮崎県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
503	県立日南病院	4床			宮崎県
504	宮崎県済生会日向病院	4床			宮崎県
505	都農町国民健康保険病院	4床			宮崎県
506	都城市郡医師会病院	4床			宮崎県
507	小林市立病院	4床			宮崎県
508	独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院		16床		宮崎県
509	医療法人社団仁和会 竹内病院		17床		宮崎県
510	鹿児島市立病院	6床			鹿児島県
511	独立行政法人国立病院機構 指宿医療センター	4床			鹿児島県
512	県立薩南病院	4床	20床		鹿児島県
513	川内市医師会立市民病院	4床			鹿児島県
514	出水総合医療センター	4床			鹿児島県
515	県立北薩病院	4床			鹿児島県
516	霧島市立医師会医療センター	4床			鹿児島県
517	曾於医師会立病院	2床			鹿児島県
518	県民健康プラザ鹿屋医療センター	4床			鹿児島県
519	社会医療法人義順顕彰会 種子島医療センター	2床		2床	鹿児島県
520	公立種子島病院	2床			鹿児島県
521	県立大島病院	4床	15床		鹿児島県
522	医療法人聖心会 かごしま高岡病院		30床		鹿児島県
523	公益財団法人東風会 三船病院		10床		鹿児島県
524	独立行政法人国立病院機構 南九州病院		20床		鹿児島県
525	医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院		1床		鹿児島県
526	医療法人南溟会 宮上病院		1床		鹿児島県
527	医療法人徳洲会 徳之島徳洲会病院		1床		鹿児島県
528	谷山病院			5床	鹿児島県
529	医療法人徳洲会 沖永良部徳洲会病院			1床	鹿児島県
530	沖縄県立北部病院	2床			沖縄県
531	沖縄県立中部病院	4床			沖縄県
532	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	4床			沖縄県
533	沖縄県立精和病院		4床		沖縄県
534	沖縄県立宮古病院	3床	3床		沖縄県
535	沖縄県立八重山病院	3床	6床		沖縄県
536	琉球大学医学部附属病院	4床	4床		沖縄県
537	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院		30床		沖縄県
病床数 合計		1,758床	3,502床	436床	
医療機関数 合計		351	184	99	



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.

避難の考え方(新型コロナウイルス感染症)(案)

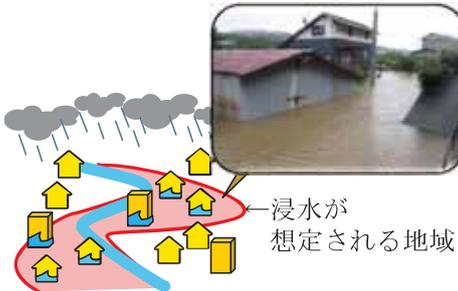
1. 災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

2. 命を守るための緊急的な 避難場所も選択肢に

3. 避難場所での 感染症対策の徹底

事前にハザードマップ等を確認

・浸水が想定される地域



・土砂災害が想定される区域



手洗い・消毒の徹底 定期的な検温・症状チェック



3密を避ける (密閉・密接・密集)



※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、**自助として各自で準備しましょう。**

参考) 内閣府政策統括官(防災担当)、消防庁、厚生労働省「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」令和2年4月7日、避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」令和2年4月15日

市町村による避難の準備(新型コロナウイルス感染症)(案)

1. 災害が想定される地域では ためらわず避難行動を

2. 命を守るための緊急的な避難場所も選択肢に

災害から命を守る

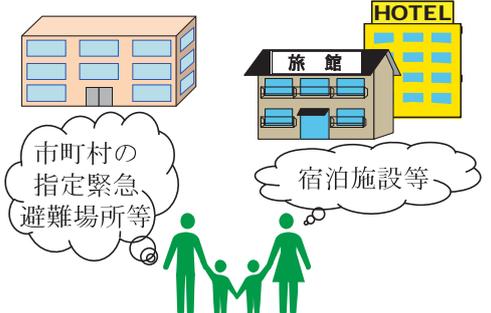
避難所等での感染拡大を防ぐ

**感染拡大を恐れ、
避難を躊躇することのないよう
まずは避難最優先を周知※1**

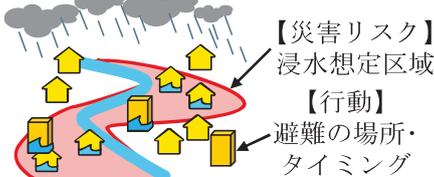
避難所等の過密状態の防止 ・ 避難者の十分なスペースの確保※4,7

**地域の災害リスク・
災害時にとるべき行動を
理解してもらう※5**

- 避難所等への避難者を減らす。
 - ・頑丈な建物の高い階等、安全な場所から避難場所に行く必要はない旨の周知。※5 (避難とは[難]を[避]けること)
 - ・安全な親戚・友人の家等も避難先となり得ることの周知。※5



- ・ハザードマップ
 - ・避難行動判定フロー
 - ・避難情報のポイント
- の周知



- 多くの避難所等の開設・周知。※2,4

- ・予め指定している指定避難所以外の避難所等の開設。
- ・ホテル・旅館等の活用。※6 (宿泊団体等と連携可能) (軽症者・無症状者の宿泊療養のための宿泊施設等の確保に支障を来さないよう、県の保険福祉部局と連携・調整が必要)

情報伝達の改善※2,3,5

- ・伝達内容の変更。(災害時だけでなく、平常時から伝達)(新型コロナウイルスを踏まえた準備をしている旨等)

※頑丈な建物の高い階や浸水が想定されない地域等

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、**自助として各自で準備する旨の周知。※1**

参考) ※1:人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2-一手引き版-」'20.04.30、※2:内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20.04.01、※3:新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き(地方自治体編)」'20.05.14、※4:内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5:内閣府政策統括官(防災担当)等「『避難の理解力向上キャンペーン』の実施等について(通知)」'20.04.21、※6:内閣府政策統括官(防災担当)等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7:避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20.04.15

市町村による避難の準備(新型コロナウイルス感染症) (案)

3. 避難場所での感染症対策の徹底

避難所等での感染拡大を防ぐ

設営面

○十分なスペースの確保^{※1,3,4,7} :

- ・レイアウトの検討。
(簡易ベッド・パーティション・ビニールシート等の活用)



○発熱等の症状がある・出た者を一般の避難者と分ける^{※3,4} :

- ・専用スペース
(できれば個室。間仕切りでも可)
- ・専用トイレ
- ・専用スペース等のゾーン・動線を分ける。等

※施設管理者と事前調整が必要。

運営面

○入館時等^{※1,3,4,8} :

- ・掲示板等で運用ルールの周知
- ・消毒液を複数個所に設置。
(入館時の消毒の徹底)
- ・健康状態の確認・把握。
(検温等を到着時・定期的に)
- ・土足と内履きのエリア分け。等

○屋内^{※1,3,4,7} :

- ・十分な換気。
- ・衛生環境の確保
(家庭用洗剤による清掃等)
- ・ゴミの出し方。等



○発症した場合の対応^{※1,4,8} :

- ・医療機関との連絡体制の確保。
- ・関係部局との連携で事前の検討。等

資器材の準備

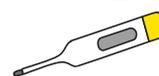
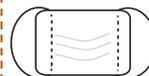
○設営関係^{※1,3,7} :

- ・間仕切り
(パーティション)
- ・段ボールベッド
- ・ビニールシート
- ・仮設トイレ 等



○衛生用品等の備蓄^{※1} :

- ・マスク
- ・体温計
- ・使い捨て手袋
- ・目の防護具(ゴーグル等)
- ・防護服(長袖ガウン・ビニールのレインコート)
- ・ペーパータオル
- ・ゴミ袋 等



○マニュアル等^{※1,3} :

- ・設営、運営マニュアルの作成
- ・担当職員等への事前教育 等

※避難行動・避難生活に必要な物(食料(最低3日分)・衛生用品等)は、自助として各自で準備する旨の周知。^{※1}

参考) ※1:人と防災未来センター「避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリストVer.2—手引き版—」'20.04.30、※2:内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」'20.04.01、※3:新型コロナ感染症と災害避難研究会「新型コロナウイルス感染症流行時の災害と避難環境を考える手引き(地方自治体編)」'20.05.14、※4:内閣府政策統括官(防災担当)等「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」'20.04.07、※5:内閣府政策統括官(防災担当)等「避難の理解力向上キャンペーンの実施等について(通知)」'20.04.21、※6:内閣府政策統括官(防災担当)等「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」'20.04.28、※7:避難所・避難生活学会「COVID-19 禍での水害時避難所設置について」'20.04.15、※8:九州災害情報報道研究会「避難所における新型コロナウイルス対策マニュアル(案)」'20.04.10

事 務 連 絡
令和2年5月20日

河川関係事務所長 殿

河川部 河川計画課長
水災害予報センター長
水災害対策センター長

大規模氾濫減災協議会の取組を通じた鉄道事業者等との連携について

大規模氾濫減災協議会への公共交通事業者の参画及び連携強化については、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日付 河川計画調整室長及び河川情報企画室長、河川保全企画室長から河川部長等あて）においても必要に応じて協議会の構成員に加えること、情報提供など水害時の対応の検討について連携強化に努めることについて通知されているところです。

この度、鉄道事業者に対するリードタイムの長い防災情報の提供並びに鉄道事業者の大規模氾濫減災協議会への参画推進について、別紙のとおり、鉄道局から各地方運輸局へ通知がなされている旨、水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官より情報提供がありましたので、お知らせいたします。

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、洪水氾濫による社会経済被害を最小化する観点からも、取組方針を共有して対策を進めることは重要であると考えており、協議会等に参画し洪水氾濫による被害軽減のためのハード・ソフト対策に取り組まれる鉄道事業者等に対しては、自治体向けに提供している6時間先までの水位予測の提供などに取り組まれるようよろしくお願いいたします。

事務連絡

令和2年5月19日

各地方整備局 水災害予報センター長 様
水災害対策センター長 様
北海道開発局 低潮線保全官 様

水管理・国土保全局 河川環境課
河川保全企画室 企画専門官

大規模氾濫減災協議会の取組を通じた鉄道事業者等との連携について

大規模氾濫減災協議会への公共交通事業者の参画及び連携強化については、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（令和2年4月30日付 河川計画調整室長及び河川情報企画室長、河川保全企画室長から河川部長等あて）においても必要に応じて協議会の構成員に加えること、情報提供など水害時の対応の検討について連携強化に努めることについて通知しているところです。

この度、鉄道局において、地方運輸局等あてに別添のとおり通知がされていますのでお知らせ致します。鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、洪水氾濫による社会経済被害を最小化する観点からも取組方針を共有して対策を進めることは重要であると考えており、協議会等に参画し、洪水氾濫による被害軽減のためのハード・ソフト対策に取り組まれる鉄道事業者等に対しては、自治体向けに提供している6時間先までの水位予測の提供などに取り組まれるようよろしくお願いします。

国鉄技第12号
国鉄施第33号
国鉄安第11号
令和2年5月18日

各地方運輸局 鉄道部長 殿

鉄道局 技術企画課長
施設課長
安全監理官
(公印省略)

車両避難の判断に資するリードタイムの長い防災情報の提供について

令和元年東日本台風（台風第19号）による千曲川氾濫により、長野新幹線車両センターが浸水し、留置されていた車両10編成が水没するなどの被害が発生した。これを受けて、各鉄道事業者においては、「新幹線における車両及び重要施設に関する浸水対策について」（令和元年12月24日国鉄技第117号・国鉄施第221号）を踏まえて、車両避難計画の策定を含む浸水対策を検討しているところである。

車両避難にあたっては、車両の避難計画立案や避難実施に一定の時間を要することから、よりリードタイムの長い防災情報（河川・気象情報）が必要とされている。

リードタイムの長い防災情報（河川・気象情報）は、現在、自治体向けに、国管理河川について6時間先までの河川水位予測が地方整備局等から提供されているところであるが、今般、水管理・国土保全局と連携し、鉄道事業者（JR、民鉄）も、水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」（以下、「協議会」という。）に参画することによって、「社会経済被害の最小化」の観点から、これらの河川水位予測を含む防災情報の提供を受けられることとした。ついては、所管の各鉄道事業者に対し、積極的に協議会に参画し、車両避難等の一助として活用するよう指導されたい。情報提供を受ける具体的な方法としては、国土交通省が運用している水位予測システムにアクセスすることで上記6時間先までの河川水位予測をインターネット上で閲覧することが可能となる（別紙）。

なお、鉄道事業者が協議会に参画することは、多様な主体が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するという協議会の設置趣旨を理解し、関係者とともに洪水氾濫による被害軽減に取り組むこととなるため、これを各鉄道事業者に周知するとともに、各地方運輸局におかれても、地方整備局等と鉄道事業者とが円滑に連携するために関係する協議会に参画されたい。

また、鉄道事業者の協議会への参画にあたっては、事務手続きを円滑に進める観点から、各鉄道事業者が個別に協議会の事務局にアクセスするのではなく、各地方運輸局において、各鉄道事業者から各協議会への参画希望を聴取し、とりまとめた上で、各協議会に伝達することとされたい。本通達による鉄道事業者の協議会への参画状況については適宜報告されたい。

防災情報の提供の具体的な方法について

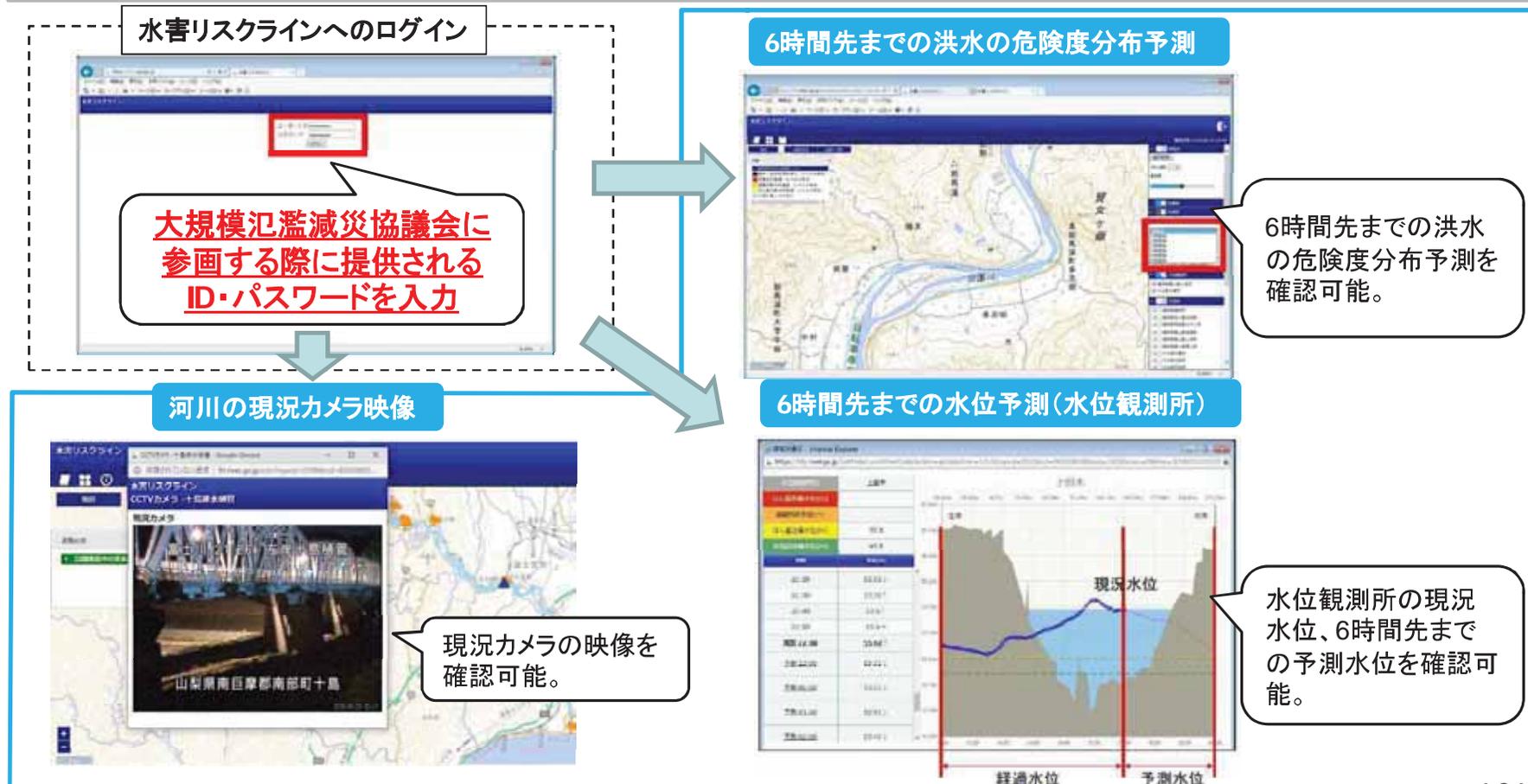
別紙

○国土交通省が令和元年9月から運用している「水害リスクライン」※において、現状の3時間よりも長いリードタイム（6時間先）を持つ河川水位予測を提供。

※災害の切迫感を分かりやすく伝える取組みの一つとして、上流から下流まで連続的に洪水の危険度が分かる「水害リスクライン」による水位情報の提供を令和元年9月から実施中。（自治体向け（6時間先まで提供）、一般向け（3時間先まで提供）の2種類を運用中）

○水系毎に設置される大規模氾濫減災協議会に参画する本社もしくは支社単位においてID・パスワード（自治体向けに発行しているものを協議会に参画する鉄道事業者に提供）を入力することで、国管理河川の6時間先の河川水位予測やカメラ映像等の情報を閲覧できる。

【参考】一般向けの水害リスクラインでは、現況の洪水の危険度レベル、観測所水位等を閲覧可能。（<https://frl.river.go.jp/>）



国水計調第1号
国水情第4号
国水環保第2号
令和2年4月30日

各地方整備局 河川部長
北海道開発局 建設部長
沖縄総合事務局 開発建設部長

} 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局
河川計画課 河川計画調整室長
河川情報企画室長
河川環境課 河川保全企画室長
(公印省略)

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

(1) 協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

(2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

【参考事務連絡】

○令和 2 年 4 月 1 日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

○令和 2 年 4 月 7 日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

○令和 2 年 4 月 21 日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

○令和 2 年 4 月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

水管理・国土保全行政に関する最近の話題

令和2年5月13日

国土交通省
水管理・国土保全局

1. 今後の防災・減災対策の取組について

- 荒川では、戦後最大洪水(カスリーン台風)を河川整備計画(20～30年間の中期的な河川整備の計画)の目標としているが、未だ達成できておらず、令和元年東日本台風では、上流の支川(越辺川、都幾川)で決壊し、下流の荒川本川でも避難判断水位を超過。
- 他の多くの国管理河川で戦後最大洪水などの実績洪水を目標としているが、未だ達成できていない。

【上流】支川で決壊
(越辺川、都幾川)



【下流】荒川本川(岩淵地点)



＜整備計画の目標＞

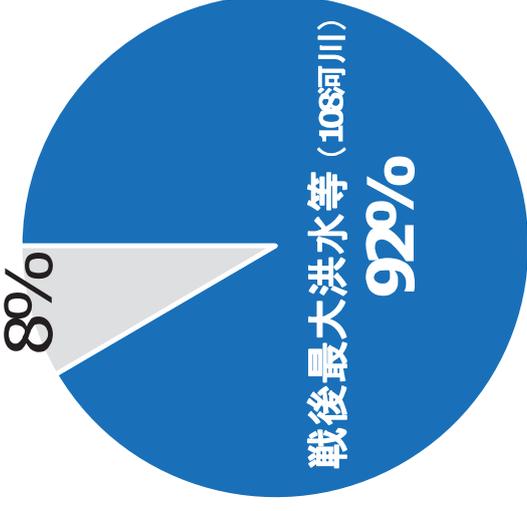
- 現在の河川整備計画(20～30年間の中期的な河川整備)のほとんどは、戦後最大等の実績洪水を目標としている。

整備計画で目標としている洪水の規模



8%

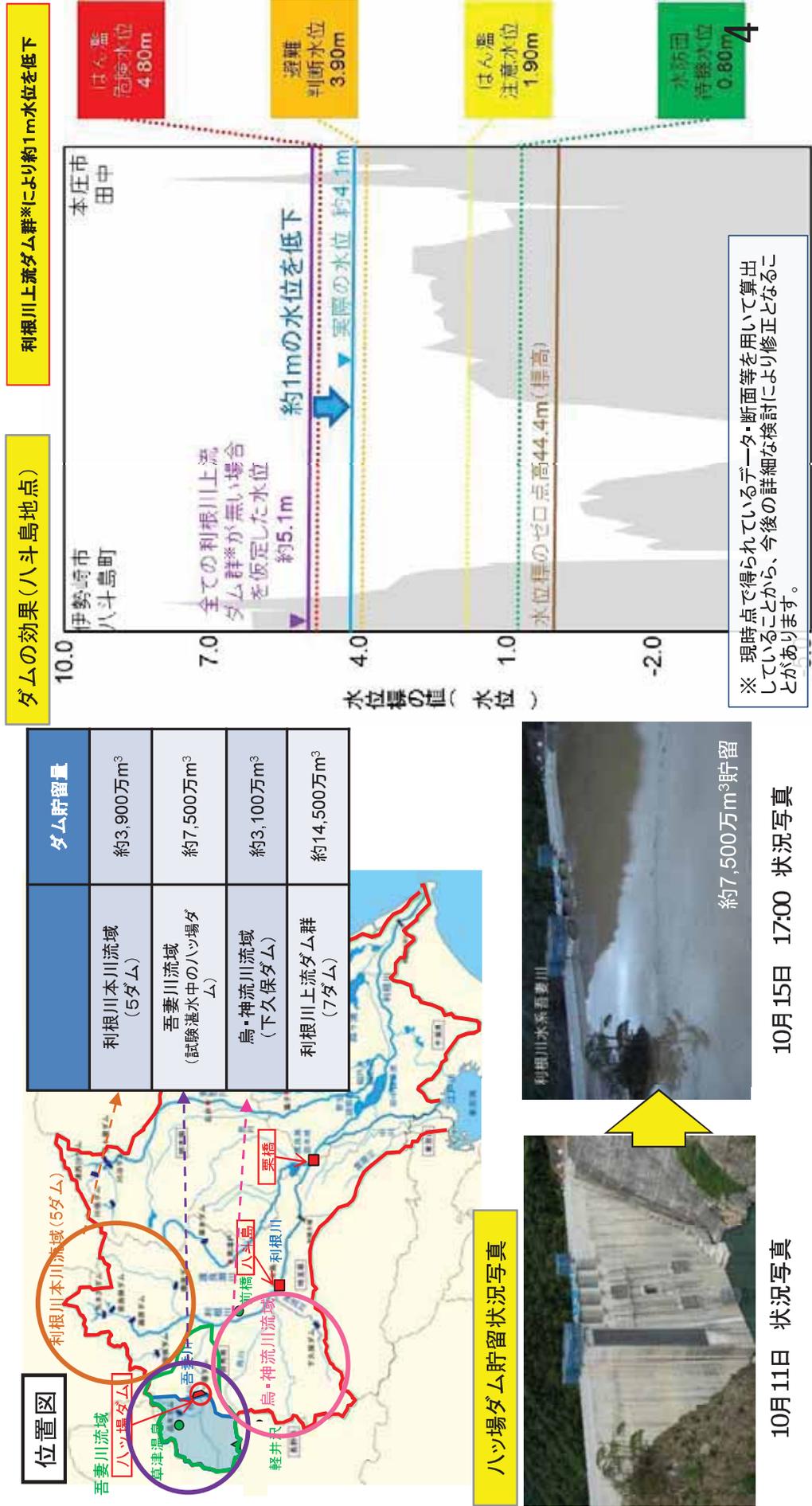
その他の洪水(10河川)



※グラフ中の流量は、全てダムや遊水地がない場合に荒川の岩淵地点を流れると想定される流量
令和元年東日本台風の流量には、支川等から排水ポンプにより本川へ流入する量は考慮していない

- 利根川の治水基準点である群馬伊勢崎市の八斗島地点の上流においては、利根川上流ダム群※において、約1億4,500万m³の洪水を貯留しました。
- これらのダムの貯留により、八斗島地点では、約1m(速報値)の水位が低下したものと推定されます。

※利根川上流ダム群: 矢木沢ダム、奈良保ダム、藤原ダム、相俣ダム、**吾妻川流域(5ダム)**、**吾妻川流域(試験湛水中のハッ場ダム)**、**烏・神流川流域(下久保ダム)**、**利根川上流ダム群(7ダム)**



※現時点で得られているデータ・断面等を用いて算出していることから、今後の詳細な検討により修正となる可能性があります。

○平成30年7月豪雨、平成30年台風21号等を契機に平成30年12月にとりまとめられた「防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策」を着実に実施するとともに、昨年の災害を踏まえ、中長期的な対策を実施する必要がある

災害で明らかとなった課題（一例）

平成30年7月豪雨 小田川の決壊



氾濫した場合、湛水深が深くなり甚大な人命被害が生じる恐れのある区間が存在

H30～R2で実施している3か年緊急対策（一例）

以下の箇所での『堤防強化対策』を実施

- ・湛水深が深く、人命被害リスクが高い
 - ・浸水想定区域の家屋数が一定以上ある箇所又は重要施設がある箇所等
- 約300km（国管理区間の堤防強化（浸透対策）の例）

3か年緊急対策 終了後

国管理区間のみでもさらに約2,400kmの対策が必要

安全性の点検により堤防強化（浸透対策）が必要な延長（国管理河川）

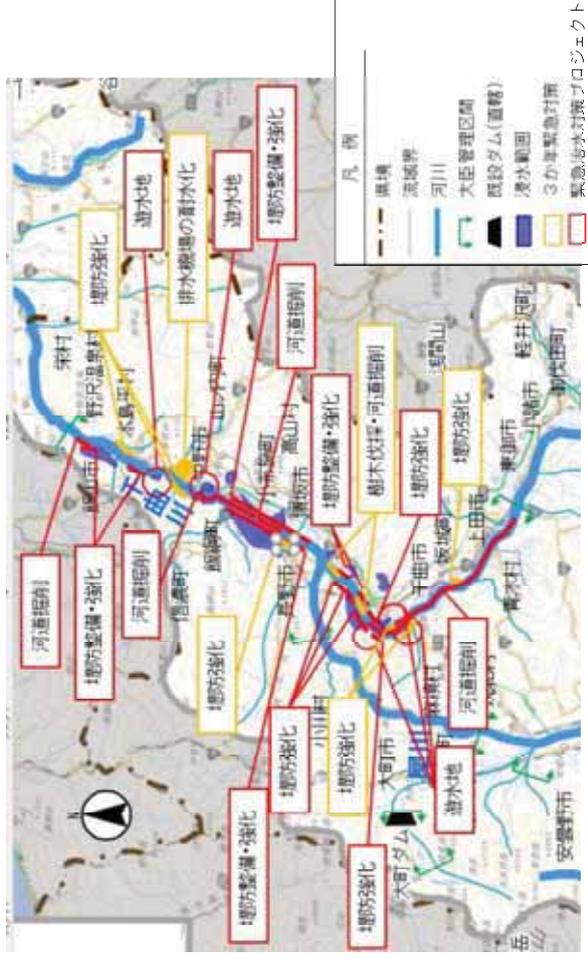


3か年緊急対策

信濃川水系千曲川での3か年緊急対策と緊急治水対策プロジェクトの実施箇所

信濃川水系において、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(2018年度～2020年度)を進めていたものの、令和元年東日本台風による甚大な被害発生を踏まえ、国・県・市町村が連携し、ハード・ソフト一体的に「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」(2019年度～2027年度)を実施

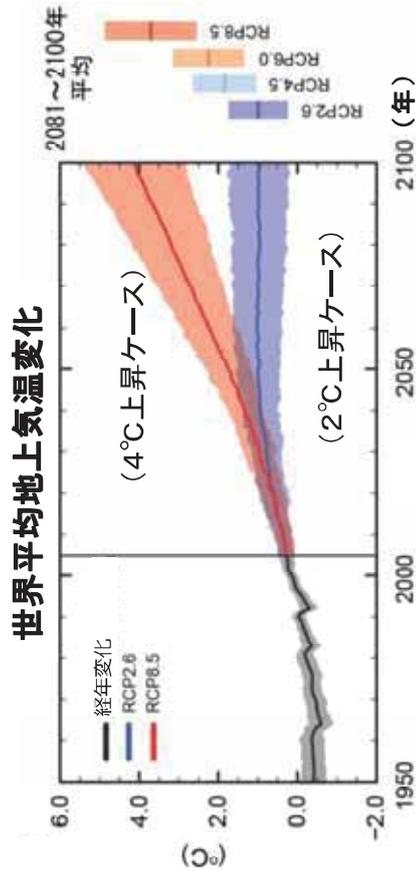
(信濃川水系千曲川)



※本対策箇所は国管理区間における事業箇所の一部を記載しています。
 ※緊急治水対策プロジェクトについては、「河川における対策」のみ記載しています。

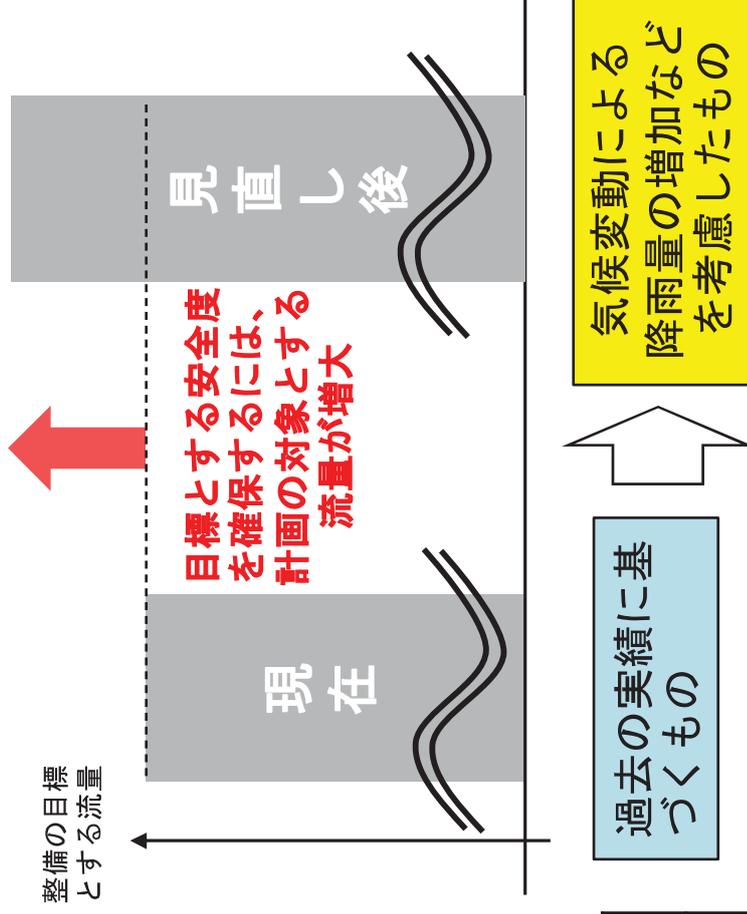
3か年緊急対策と緊急治水対策プロジェクトの実施箇所

- 災害の発生状況やIPCCの評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要
- 温暖化が進行した場合に、目標としている治水安全度を確保するためには、「過去の実績降雨に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直しが必要



降雨量変化倍率をもとに算出した、
流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇相当*	約1.1倍	約1.2倍	約2倍



* 2°Cは、温室効果ガスの排出抑制対策(パリ協定)の目標とする気温

課題

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。

対応

- ◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な安全度向上を実現する。
- ◆ 併せて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。

氾濫を防ぐための対策 ～ハザードへの対応～

（しみこませる）※
雨水浸透施設（浸透ます等）の整備
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

（ためる）※
雨水貯留施設の整備、
田んぼやため池等の高度利用
⇒ 都道府県・市町村、企業、住民

ダム、遊水池等の整備・活用
⇒ 国・都道府県・市町村、利水者

（安全に流す）
河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、
雨水排水施設等の整備
⇒ 国・都道府県・市町村

（氾濫水を減らす）
堤防強化等
⇒ 国・都道府県

133 ※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

被害対象を減少させるための対策 ～暴露への対応～

（被害範囲を減らす）
土地利用規制、高台まちづくり
⇒ 国・都道府県・市町村、企業、住民

二線堤等の整備
⇒ 市町村

（移転する）
リスクが高いエリアからの移転促進
⇒ 市町村、企業、住民



被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 ～脆弱性への対応～

（避難態勢を強化する）
ICTを活用した河川情報の充実
浸水想定等の空白地帯の解消
⇒ 国・都道府県・市町村・企業

（被害を軽減する）
建築規制・建築構造の工夫
⇒ 市町村、企業、住民

（氾濫水を早く排除する）
排水門の整備、排水ポンプの設置
⇒ 市町村等

（早期復旧・復興に備える）
BCPPの策定、水災害保険の活用
⇒ 市町村、企業、住民

（支援体制を充実する）
TEG-FORCEの体制強化
⇒ 国・企業

凡例

河川での対策 集水域での対策 氾濫域での対策

あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

対応

◆ 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換することによって、施策や手段を充実し、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効果的・効果的な安全度向上を実現する。

「流域治水」の具体例

河川・下水道管理者による対策

堤防整備



遊水地



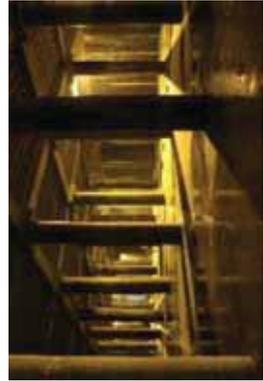
ダム建設・ダム再生



かさ上げイメージ



大規模地下貯留施設(下水道)

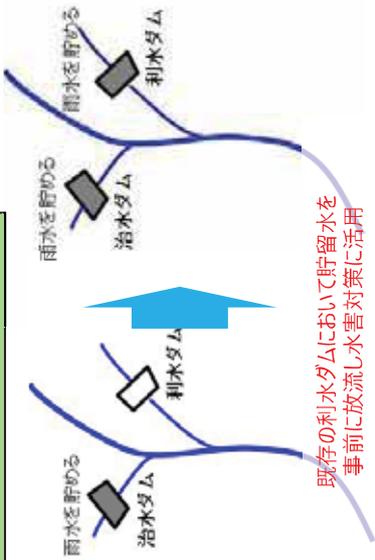


市町村や民間等による対策

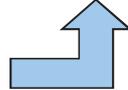
防災調節池



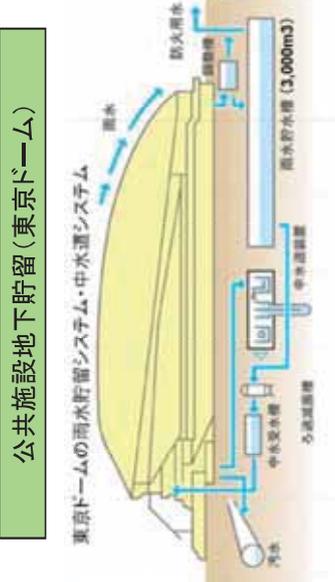
既存の利水ダムの治水活用



既存の利水ダムにおいて貯留水を事前に放流し、水害対策に活用

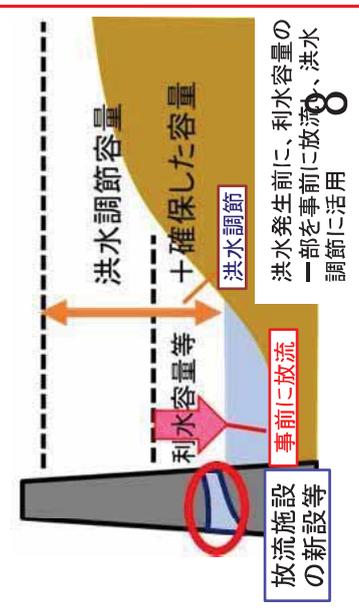


公共施設地下貯留(東京ドーム)



東京ドームの雨水貯留システム・中水道システム

(既存ダムの活用例)



～事業の必要性・効果等をわかりやすく提示～

課題

◆ 現状の整備水準では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に対応できない。また、行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要。

対応

- ◆ 令和元年東日本台風で甚大な浸水被害が生じた7水系における対策のみならず、全国の一級水系における早急に実施すべき流域全体での対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速。
- ◆ 「過去の実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に、計画を見直し、抜本的な対策に着手。

今後の治水対策の進め方（イメージ）

緊急治水対策プロジェクト
(甚大な被害が発生した7水系)

流域治水プロジェクト(仮称)
全国河川において早急に実施すべき
事前防災対策を加速化

河川整備計画
等の見直し

気候変動の影響を
反映した
抜本的な治水対策
を推進

全国7水系における「緊急治水対策プロジェクト」

◆ 令和元年東日本台風(台風第19号)により、甚大な被害が発生した7水系において、国・都県・市区町村が連携し、今後概ね5～10年で実施するハード・ソフト一体となった「緊急治水対策プロジェクト」に着手。

水系名	河川名	緊急治水対策プロジェクト (概ね5～10年で行う緊急対策)	
		事業費	期間
阿武隈川	阿武隈川上流	約1,840億円	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 荒川に危機管理型水位計及びカメラの設置 浸水リスクを考慮した立地適正化計画展開 等
	阿武隈川下流		
鳴瀬川	吉田川	約271億円	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・避難等に対する支援 等
荒川	入間川	約338億円	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・避難等に対する支援 等
那珂川	那珂川	約665億円	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 浸水想定地域からの移転・避難等に対する支援 等
久慈川	久慈川	約350億円	【ハード対策】 河道掘削、堤防整備 【ソフト対策】 浸水等の保全・有効活用 等
多摩川	多摩川	約191億円	【ハード対策】 河道掘削、堰改善、堤防整備 【ソフト対策】 下水道通管等のゲート自動化・遠隔操作化 等
	信濃川		
信濃川	千曲川	約1,768億円	【ハード対策】 河道掘削、遊水地整備、堤防整備 【ソフト対策】 田んぼダムなどの雨水貯留機能確保 マイ・タイムライン策定推進 等
	合計		約5,424億円

※令和2年3月31日 HP公表時点

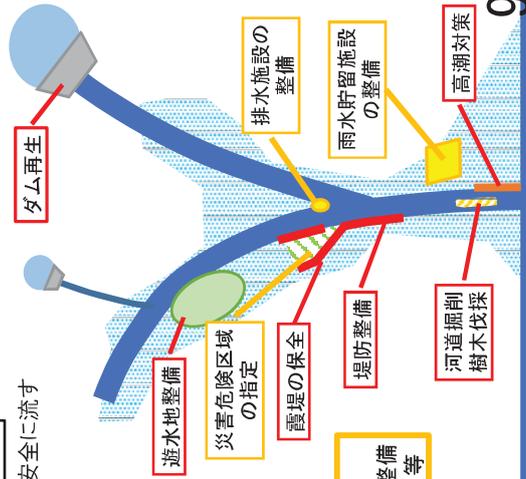
全国の各河川で「流域治水プロジェクト（仮称）」を公表

◆ 全国の一級水系を対象に、早急に実施すべき具体的な治水対策の全体像を、都道府県や市町村と連携して検討し、国民にわかりやすく提示。

【イメージ】 ○○川流域治水プロジェクト

★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す

★ ……浸水範囲(昭和XX年洪水)



(対策メニューのイメージ)

■ 河川対策
・堤防整備、河道掘削
・ダム再生、遊水地整備 等

■ 流域対策(集水域と氾濫域)
・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備
・土地利用規制・誘導(災害危険区域等) 等

■ ソフト対策
・水位計・監視カメラの設置
・マイ・タイムラインの作成 等

2. 各検討会の状況について

近年の災害や気候変動を踏まえた対策の検討体制

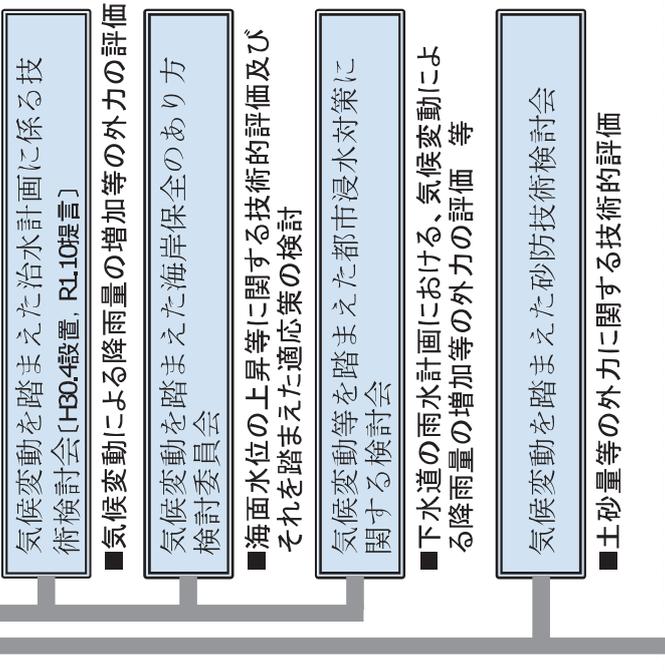
(水管理・国土保全局関係分)

気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会

(社会資本整備審議会 河川分科会)
〔10/18諮問〕

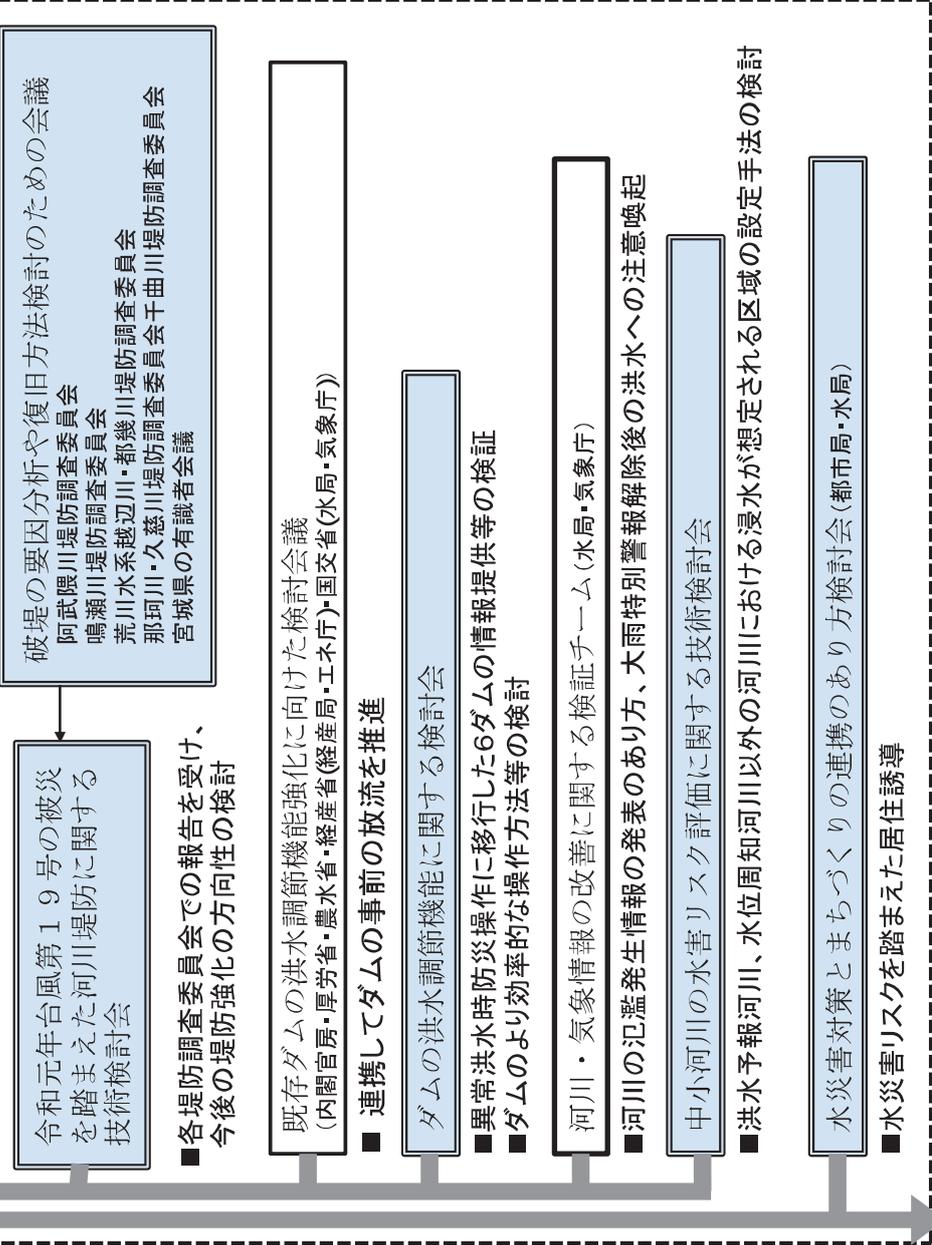
【気候変動を踏まえた計画の見直し】

- 気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇を踏まえた、流域全体で備える水災害対策を検討



【今年の災害の課題への対応】

- 今年の災害で明らかになった課題に関して検討する有識者会議や関係機関との実務者会議を実施し、必要に応じて小委員会において包括的に検討



土砂災害防止対策小委員会(社会資本整備審議会 河川分科会)〔10/18諮問〕

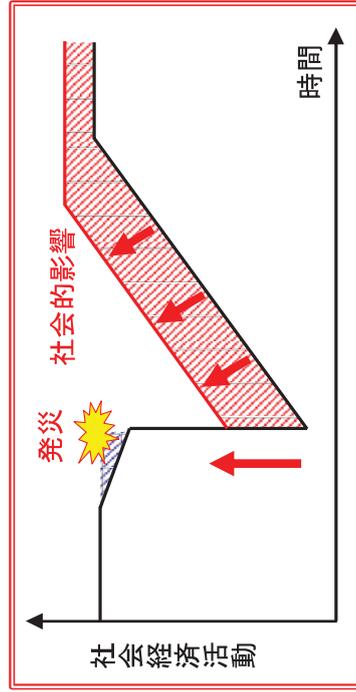
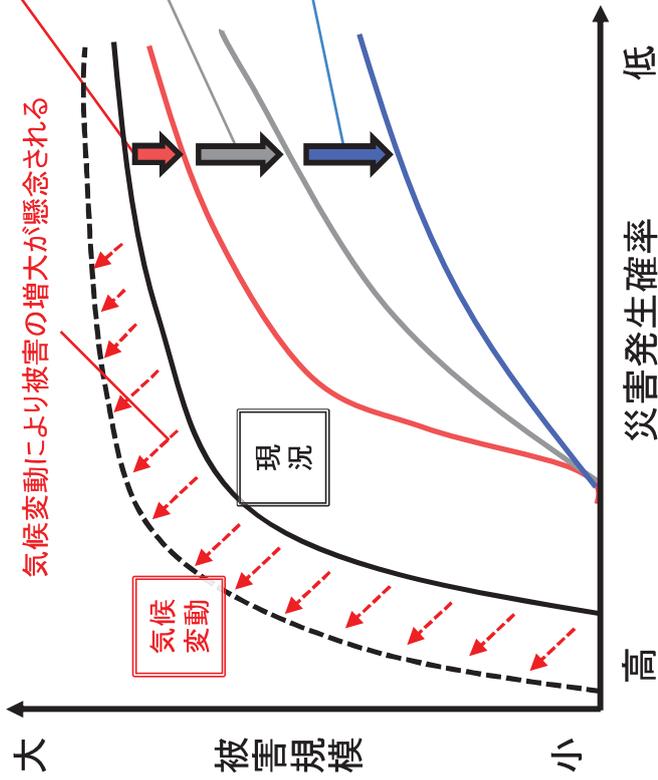
- 気候変動による集中豪雨の多発化も踏まえ、土砂災害に対する警戒避難の実効性を向上させるための方策の検討

気候変動による外力増大を前提とした、抜本的な水災害対策への転換

○ これまで治水計画は目標となる洪水を設定し、その被害を防止する対策を中心に取り組んできたが、今後は、様々な規模の洪水が発生することを前提に、被害の発生を軽減するための対策・手法の充実を図るとともに、被害からの早期回復まで視野に入れて対策を講じるべきではないか。

○ 水災害リスクを構成するハザードや暴露、脆弱性の3要素において、それらを軽減するためには、対策メニューの充実を図るべきではないか。

【様々な手法を組合せた水災害対策】

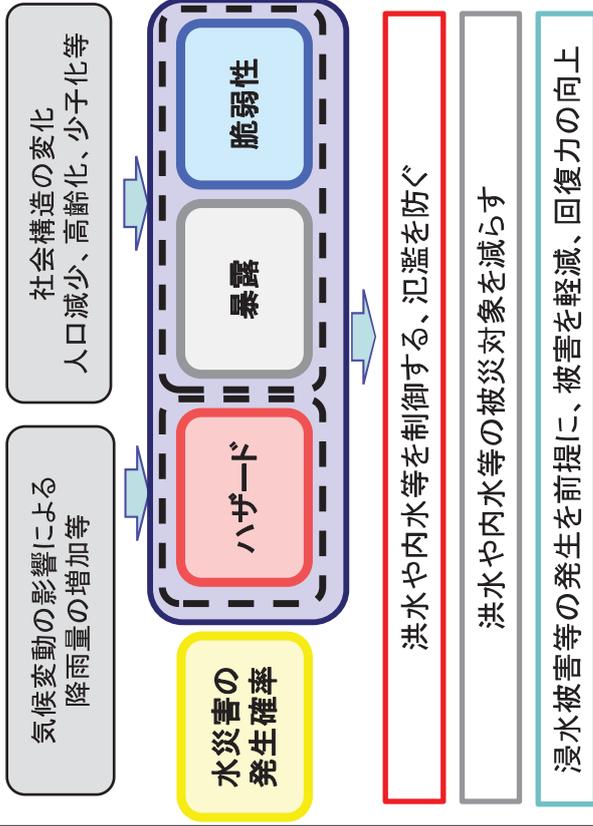


事前の備えと被災直後の応急対策の充実等により、復旧・復興を迅速化

台風19号等や気候変動及び社会情勢の変化を踏まえた議論の全体像

基本的な考え方

- 気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化や人口減少や高齢化等の社会構造の変化を踏まえ、水災害リスクを軽減するための様々な手法を組み合わせた水災害対策を実施



速やかに対応すべき事項

- 令和元年台風第19号等の相次ぐ自然災害による甚大な被害に對して、速やかな災害復旧や応急対策に加え、「**防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**」の着実かつ計画的な実施。
- **堤防決壊等への対策**
 - ・氾濫した場合の被害が大きき地域や、下流が整備途上等の理由から早期の河道改修ができない地域等での越水や速い流れ等に対する対策
 - ・流下能力が不足している区間や、支川へのバックウォーターに効果がある本川区間等での河川水位の低下
 - ・ダムの機能を増強するためのダムの洪水調節容量の確保
- **氾濫時の被害をおさえる対策**
 - ・氾濫水や内水をより早期かつ確実に排水するための排水機能の強化
 - ・新たに土砂・洪水氾濫の危険性が顕在化した地域等への対策
- **避難に必要な情報の充実・強化**
 - ・ハザードマップや水位情報が提供されていない河川への対策
 - ・水位情報等へのアクセス集中対策やメディア等と連携した河川情報の充実
- **人材の確保、組織の拡充**
 - ・広範囲、同時多発的に発生する水災害に対応するため、必要な人材の確保
 - ・被災した地方公共団体への支援体制の拡充

着実かつ計画的に対応すべき事項

ハザードへの対応

- 治水計画等における目標の見直し
- 施設整備の考え方の見直し
- 新たな整備メニュー・対策手法における整備
 - 浸水リスクの高いエリアにおける整備
 - 利水ダム等の既存施設の活用
 - 企業や住民等と連携した対策
- 治水計画等に基づき着実な整備の進捗

暴露への対応

- リスクを踏まえたまちづくりや土地利用
- 氾濫水を制御する取り組みの展開

脆弱性への対応

- 氾濫水を早急に排除する対策の推進
- 様々な主体によるリスク低減手法の充実
- あらゆる主体と連携した避難体制の強化
- TEC-FORCE等の体制強化（民間企業との連携を含む）³

対応すべき事項を
実現するために

基準の見直し、仕組みづくり等を検討

台風19号等や気候変動及び社会情勢の変化を踏まえた今後の方向性

○国・都道府県・市区町村のみならず企業・住民の方々などと連携した、ハード・ソフト一体となった流域全体で備える総合的な水災害対策により、安全・安心な社会づくりを推進。

外力の制御ーハザードへの対応ー

○治水計画等における目標の見直し

- ・河川整備基本方針、河川整備計画の目標流量の見直し
- ・海岸保全で目標とする潮位等の見直し
- ・下水道計画で目標とする降雨量の見直し

○施設整備の考え方の見直し

- ・施設能力を上回る洪水を考慮した施設構造の工夫
- ・高潮と洪水、本川と支川等のハザードが重なるエリアでの整備
- ・土砂・洪水氾濫の発生しやすい箇所における集中的な砂防施設の整備
- ・更新時までの外力変化を見込んだアダプティブな施設整備

○新たな整備メニューー対策手法の充実

○浸水リスクの高いエリアにおける整備

- ・防災・減災効果の高い堤防強化等

○利水ダム等の既存施設の活用

- ・既存ダムの洪水調節機能強化に向けた水系毎の新たな運用
- ・より効果的なダム操作や情報提供等の更なる改善
- ・ダム再生や遊水地等の改造による洪水調節機能強化

○企業や住民等と連携した対策

- ・河川への流入を抑制するための貯留施設整備等

○治水計画等に基づく着実な整備の進捗

- ・抜本的な防災インフラ整備(遊水地やダム、放水路、遊砂地等)の推進
- ・老朽化施設の計画的更新の推進

○計画作成や施設設計に係る基準類等の見直し

○中小河川までを含めた計画的・集中的な改良と更新を進めるための仕組みづくり

被害対象の減少ー暴露への対応ー

○リスクを踏まえたまちづくりや土地利用

- ・まちづくり等に活用するためのハザード情報の検討
- ・まちづくりとの連携等による、リスクに応じた土地利用
- ・線的・面的につなごうとした高台・建物群を創出する高台まちづくりの推進

○氾濫水を制御する取り組みの展開

- ・浸水エリアを限定するための二線堤等の整備や保全

被害軽減・回復力向上ー脆弱性への対応ー

○氾濫水を早急に排除する対策の推進

- ・浸水が発生した際に早急に氾濫水を排除するための排水対策の強化

○様々な主体によるリスク低減手法の充実

- ・施設の性質・用途に合わせた建物構造の規制等
- ・自治体や企業がBCPにおいて水災害を考慮できるよう支援
- ・水害保険制度の活用促進

○あらゆる主体と連携した避難体制の強化

- ・浸水想定情報の空白地帯の解消
- ・住民主体の避難行動につながる情報提供の充実
- ・実効性のある避難体制づくり
- ・高台や民間ビルを活用した警戒避難体制の構築促進

○TEC-FORCE等の体制強化(民間企業との連携を含む)

- ・TEC-FORCE隊員の能力向上、災害対策用資機材の増強
- ・民間人材に技術等を習得させる人材育成

対応すべき事項を実現するための主な取組

○企業や住民等に協力を得るための仕組みづくり

○ソフト対策とハード対策の更なる一体化を推進するための仕組みづくり

○ハザード情報の充実やそれに基づく土地利用を推進する仕組みづくり

気候変動を踏まえた総合的な水災害対策

○ 流域の関係者の協力や、各地域の特色に応じた様々な手法を組み合わせることにより、地域の水災害リスクの軽減を図る。

※赤字は、**拡充すべき施策**

氾濫水を早く排除する
被災範囲を減らす
氾濫水を減らす (決壊を遅らせる/決壊させない)

減災対策：少しでも被害を低減するために実施する対策

防災対策：目標とする外力に対して被害を発生させない対策

しみこませる・貯める

貯める

安全に流す (守る)
目的

これまでの手法

充実

氾濫水を早く排除する	排水門の整備、排水ポンプの設置 等	市町村等
被災範囲を減らす	二線堤等の整備 等	市町村
氾濫水を減らす (決壊を遅らせる/決壊させない)	堤防強化 高規格堤防整備 等	国 都道府県

しみこませる	雨水浸透施設(浸透ます等)の整備 雨水貯留施設の整備 田んぼやため池等の高度利用 等	都道府県 市町村 企業 住民
--------	---	-------------------

貯める	利水ダム、多目的ダムの事前放流 土地利用規制による遊水機能の保全 大規模地下貯留施設の整備(都市部) 遊砂地等の整備(土砂・洪水氾濫対策) ダム建設 再生、遊水地の整備 雨水貯留管等の整備 砂防堰堤等の整備(土石流対策) 等	国 都道府県 市町村 利水者
-----	---	----------------------

安全に流す (守る)	河床掘削、引堤、放水路の整備 雨水排水施設の整備 海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤)の整備 等	国 都道府県 市町村
目的	具体の対策	主な実施主体

気候変動を踏まえた水災害対策手法

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた取組

○水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向けて、関係省庁の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」※を設置（令和元年11月26日）。同会議においてとりまとめられた「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づき、全ての既存ダムを対象に検証を行い、国管理の一級水系（ダムが存する98水系）について、令和2年の出水期から新たな運用を開始する。

現状

全国1,460箇所のダムの有効貯水容量(約180億m³)のうち、洪水調節のための貯水容量は約3割(約54億m³)

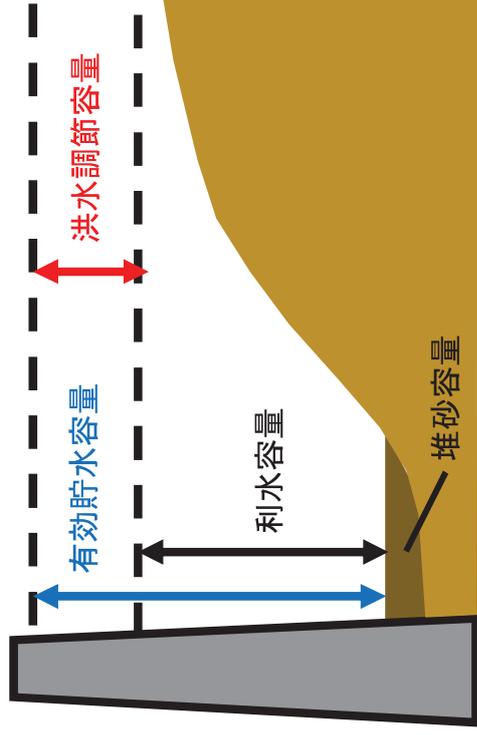


表 全国のダムの容量内訳

洪水調節容量	利水容量	有効貯水容量
5,394[百万m ³]	12,670[百万m ³]	18,064[百万m ³]

既存ダムの活用例



- ・利水容量の洪水調節への活用
- ・緊急時における道府県管理ダムや利水ダムを含めた統合運用・事前放流

※利水者や道府県の協力が必要
※放流施設の新設や改造等が必要な場合あり

既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

全ての既存ダムを対象に検証を行い、国管理の1級水系について令和2年の出水期から新たな運用を開始するとともに、都道府県管理の2級水系についても、令和2年度より1級水系の取組を展開し、緊要性等に応じて順次実行していく予定。

事前放流ガイドラインの主な内容

○総論

- ・国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象
- ・技術・システムの進展や適用した実績の状況を踏まえ、運用や精度を改善していく観点から、必要に応じて内容を見直す

○基準等の設定方法

- ◆開始基準の設定
- ・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき

◆事前放流による貯水位低下量の設定方法

- ・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定して貯水位に換算

◆事前放流時の最大放流量

- ・ダム下流河川の流下能力、下流河川利用者の安全の確保、放流設備の放流能力等を考慮して設定

◆事前放流の中止の基準

- ・容量が確保された場合、予測降雨量が変化して基準降雨量に該当しなくなった等の場合には中止

◆事前放流の実施にあたっての留意事項

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ、協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体に説明

- ・河川管理者である国土交通省は、災害や事故の防止等のため必要があるときは、ダム管理者に対し、事前放流の放流量を調整するなど必要な措置をとるよう要請

◆事前放流の操作ルールへの位置づけ

- ・事前放流の開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、ガイドラインに即して作成することを原則とし、当該要領について、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体において共有することが望ましい

○事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

○適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保

- ・事前放流は、降雨の予測に応じて適時に行うものであり、事前放流の実施に必要な体制を確保し迅速な参集体制を整えておく
- ・事前放流を的に行うため、ダム施設等を常に良好な状態に保つために必要な観測、計測、定期的な点検及び整備を実施

○施設改良が必要な場合の対応

- ・施設改良により洪水調節機能強化に一定の効果認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、必要な対応を進める

詳細は別紙

事前放流ガイドライン 開始基準と貯水位低下量について

【開始基準】

- ・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき。
- ・基準降雨量は、下流で氾濫等の被害が生じるおそれのある規模（ダム下流河川の現況流下能力に相当する規模）の降雨として定める。
- ・予測降雨量は、84時間先までの予測を行うモデル（気象庁の全球モデル）を用いる。

【貯水位低下量設定方法】

（予測降雨量）

- ・事前放流の実施判断は3日前から行うことを基本とし、予測降雨量は、気象庁の全球モデルによる

数値予報データを用いることを基本とする。

39時間先までの予測を行うモデル（気象庁のメソモデル）による数値予報データも併せて用い、いずれか大きい方が基準降雨量以上であることを確認する。

（貯水位低下量）

- ・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定した上でこれを貯水位に換算する。

抽出された主な課題（洪水調節容量の更なる確保）

※第3回ダムの洪水調節に関する検討会(4/17)資料4より

- 異常洪水時防災操作回避に向けた洪水調節容量の更なる確保が必要
- 今後、各ダムにおいて、対応の方向性に基づき、具体の取組や検討を速やかに進める

ダム名	抽出された主な課題	対応の方向性
美和ダム		事前放流の導入による容量確保（令和2年出水期までに運用体制構築）
高柴ダム		事前放流の導入による容量確保（令和2年出水期までに運用体制構築） 河川整備計画の目標に向け、河川改修事業の促進を検討
塩原ダム	洪水調節容量の確実な確保	事前放流の導入による容量確保（令和2年出水期までに運用体制構築） ※最低水位よりも水位を低下させることを想定
水沼ダム	事前放流等による洪水調節容量の強化	事前放流の導入による容量確保（令和2年出水期までに運用体制構築） 暫定操作規則（放流量の抑制）の解消（下流河川の調査を早急に実施）
竜神ダム	洪水調節時の放流量増量への改善	事前放流の導入による容量確保（令和2年出水期までに運用体制構築）
城山ダム		事前放流の導入による容量確保（令和2年出水期までに運用体制構築） 台風期までに洪水調節方法の見直し （緊急時の最大放流量の引き上げや定率操作の率の変更） ※上記を中心に下流市町と十分に調整を図りながら検討

抽出された主な課題(情報の充実)

※第3回ダムの洪水調節に関する検討会(4/17)資料4より

○ 情報が伝わりづらい、情報が錯綜したなどの課題の解決に向け、各ダムにおいて、対応の方向性に基づき具体的な取組や検討を速やかに進める。

ダム名	抽出された主な課題	対応の方向性
美和ダム	流量の情報だけでは河川の危険性が市町村防災担当者へ伝わりにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に、市町村別で放流量に応じた水位上昇量の一覧表などを情報提供し、避難判断に資するよう整理
	ホットラインの連絡内容が実務者に伝わりにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの見直し及び市町村の防災担当も連絡先に追加
高柴ダム	エリアメールが十分活用されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・発信内容やタイミングを自治体と調整、自治体と連携した啓発を実施
	避難の目安となるダムからの放流状況が分かりにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水期前までに警報局からのアナウンス等について、改善を図る
塩原ダム	ホットラインの連絡内容が実務者に伝わりにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの連絡先の追加(ダム下流の市支所長)
	より早い段階かつ分かりやすい情報が市町から必要とされている	<ul style="list-style-type: none"> ・異常洪水時防災操作の3時間前通知を追加 ・関係市町のタイムライン作成
水沼ダム ・ 竜神ダム	ダム下流の浸水想定を含むハザードマップが作成されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム下流の浸水想定図の策定・公表、市町への提供、HMの作成支援
	ダムからの通知内容がわかりづらい	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡様式の改善(流入量増分表示、貯水率の%表示など)
→城山 46 ダム	住民へのダムに関する情報が不足している	<ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報へのダム情報の掲載
	ダム下流の浸水想定を含むハザードマップが作成されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム下流の浸水想定図の策定・公表、市町への提供、HMの作成支援
→城山 46 ダム	発信側(県)と受信側(市町)で、住民の命を守る重要な防災情報に対する認識が異なっていた	<ul style="list-style-type: none"> ・市町等との防災情報に関する認識の確認 ・市町への伝達文の改善
	早い時期に予告の記者発表をしたが、当面見合わせる発表をしたときに受け手側が安心や二転三転と受け止めた	<ul style="list-style-type: none"> ・HP等の改善やリーフレットの作成による平素からの説明強化 ・受け手側が避難行動との関係を誤解なく理解できるよう説明・解説を行っていく
→城山 46 ダム	短時間で複数の部署やメディアから様々な情報が入り、市町において情報が錯綜した	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的に伝わる伝達方法の構築 ・県防災部局との連携強化
	電話連絡(ダムホットライン等)に時間を要し市町への連絡が遅れた	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム放流連絡内容の改善 ・洪水対応演習の充実

令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討

各河川における堤防決壊等の要因を分析し、今後の危機管理として堤防強化の方向性を検討

※荒川水系都幾川の2箇所を堤防決壊と見直したため、国管理河川の堤防決壊は14箇所となる。(令和2年4月10日)

【堤防の決壊等】

〈国管理河川〉12箇所

■3地整5堤防調査委員会

- ・阿武隈川上流
- ・鳴瀬川水系(吉田川)
- ・荒川水系(都幾川、越辺川)
- ・那珂川久慈川
- ・千曲川

〈県管理河川〉128箇所

■国総研による現地調査

■宮城県技術検討会

- ・阿武隈川水系新川、内川、五福谷川

■各県の被災状況

- 〈宮城県〉・阿武隈川水系・鳴瀬川水系
- ・砂押川水系・北上川水系
- 〈福島県〉・阿武隈川水系・阿賀野川水系
- ・三滝川水系・真野川水系・宇田川水系
- ・小泉川水系・新田川水系・太田川水系
- ・小高川水系・夏井川水系・鮫川水系
- 〈茨城県〉・那珂川水系・久慈川水系
- 〈栃木県〉・那珂川水系・利根川水系
- 〈埼玉県〉・荒川水系
- 〈新潟県〉・関川水系・信濃川水系
- 〈長野県〉・信濃川水系

〔〔国〕堤防調査委員会の結果〕

- ・12箇所全ての決壊の主要因は「越水」
(一部、住宅地から河川側への越水あり)
- ・一部の決壊箇所で、浸透や侵食の影響も否定できない箇所あり。
- ・復旧にあたっては原形復旧に加え、天端舗装や必要に応じて裏法尻補強を実施

〔主な付帯意見〕

- ・今後、危機管理的な観点で実施可能な種々の対策の検討が必要
- ・危機管理型ハード対策については、より効果的な対策を引き続き検討すること

〔〔県〕の決壊要因等〕(※調査分析中)

- ・多くの箇所で越水が発生しており、被災要因の多くを占めるものと考えられる

決壊箇所の河川の状況(※調査分析中)

- ・決壊箇所全140箇所について、背水区間や水衝部の影響が多い傾向が見られる。

【堤防強化の方向性(案)】

- 有識者からなる検討会を設置し、台風第19号での被災実態を踏まえ、
- ・先行的に被災河川の復旧を念頭に検討を進めるとともに、
- ・令和2年夏までを目途に、危機管理としての緊急的な堤防強化の方策を取りまとめる(短期的)

更なる堤防強化に向け、技術的検討を推進(中長期的)

洪水時の水位を下げる対策を基本としつつ 21

緊急的な河川堤防の強化方策の方向性(案)

(1) 基本的考え方

- 越水した場合にも**決壊しにくい堤防**を目指す
 - 関係機関や地域・住民等の理解
- 越水を想定した**危機管理対策**として実施
 - 洪水時の河川水位を下げる治水対策の基本に加えて実施

(2) 対策工法の考え方

- 考えられる工法から現時点で**実現可能性**が高いものを選択
 - 越流水への耐力、越流水への耐力発揮を確実にするための要件の評価を考慮
 - 緊急的に実施する観点から、施工性を考慮
 - 経済性(コスト)、用地、維持管理、長期的耐久性などの必要要件を考慮
- 現場施工**から**フリードバックし技術開発**に結びつける
 - 性能や施工性が見込めるものは積極的に活用して実証

(3) 区間の考え方

- 決壊発生箇所**の場の特徴**の分析を踏まえる
 - 狭さく部、橋梁の上流部、合流部、湾曲部、湾曲部 などの影響を受け、水位が上昇しやすい区間
 - 洪水時に水位が上昇しやすい事象が当面解消されない区間
 - 近年災害の復旧事業等において必要な箇所については先行的に

(4) 留意事項

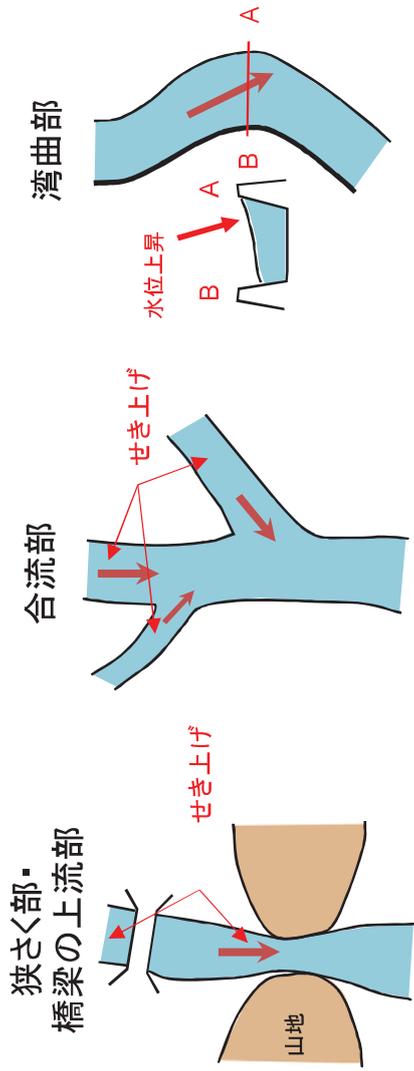
- 下流側への影響、維持管理の方法、長期的機能保持等について考慮
 - 維持管理方法についても検討
 - 災害復旧事業完了後の下流側の水位状況を確認・考慮

緊急的な河川堤防の強化方策の方向性(案)

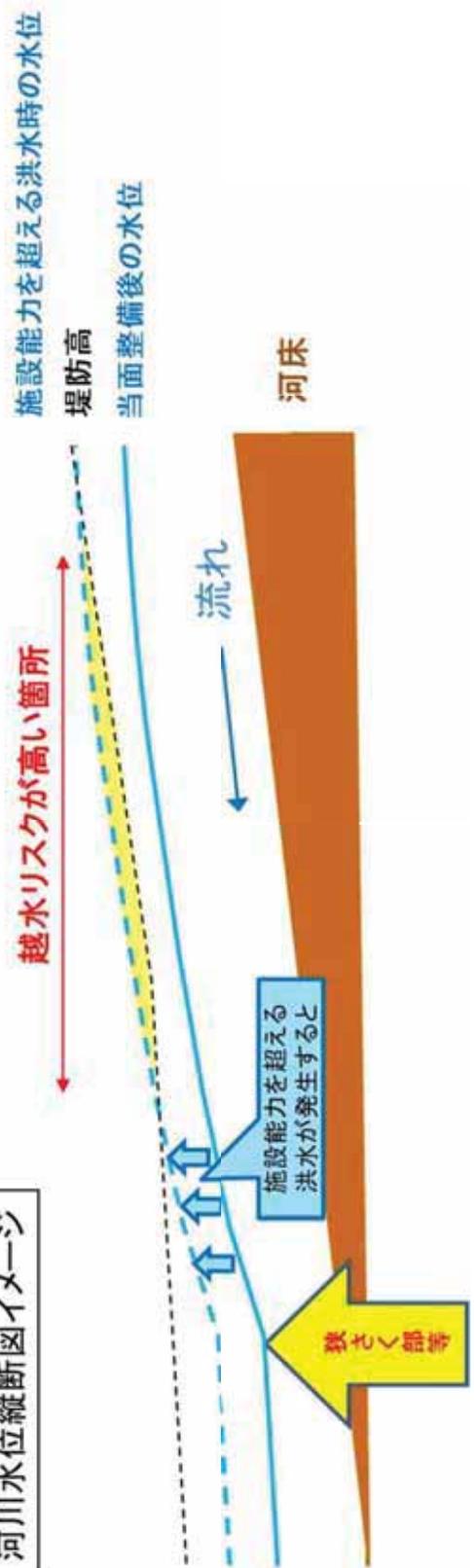
【補足イメージ】(3)区間の考え方

- ・狭さく部、橋梁の上流部、合流部、湾曲部 などの影響を受け、水位が上昇しやすい区間
- ・洪水時に局所的に水位が上昇しやすい事象が当面解消されない区間

【水位上昇しやすい箇所の例】



河川水位縦断面イメージ



検証事項と検証の視点

- 令和元年東日本台風では、氾濫発生情報等の未発表や「川の防災情報」サイトへのアクセス集中による閲覧障害など、広域で同時多発的な被害における情報の発信や伝達の課題が明らかとなった。
- 住民の適切な避難に資する情報発信のため、検証チーム(水管理・国土保全局、気象庁)により、現場の実態を踏まえた改善策を検討。

○検証事項

- 1. 決壊・越水の確認と洪水予報の発表**
 - 洪水時における決壊・越水確認の迅速化
 - 洪水予報の確実な発表
- 2. 緊急速報メールによる河川情報提供**
 - 緊急速報メールの確実な配信
 - 配信文章の見直し
- 3. 大雨特別警報解除後の洪水に係る情報提供**
 - 大雨特別警報解除後の洪水に対する注意喚起のあり方
 - 水位予測情報提供の充実
- 4. 河川・気象情報の提供の改善・充実**
 - 「川の防災情報」へのアクセス集中対策
 - 情報提供のメディア等との連携方法の検討
 - 避難につながる呼びかけ方法の検討
 - 気象台・整備局による合同記者会見の改善

検証の視点

- **体制**
 - 現場の体制・業務分担の見直し
 - 関係機関との連携の強化
- **システム**
 - 操作の自動化
 - 脆弱性の強化
- **情報の内容**
 - 表現の工夫
 - 情報提供手法の改善等

検証の体制

気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 (社会資本整備審議会 河川分科会)

省内検証チーム

河川・気象情報の改善に関する検証チーム

(メンバー)

水管理・国土保全局
気象庁

東北地方整備局
関東地方整備局・東京管区気象台
北陸地方整備局
等

台風19号等での課題の内部検証、改善策の検討

※有識者等から意見聴取を実施

避難につながる
呼びかけ方法 など

連携

メディア等

住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害
ハザード・リスク情報共有プロジェクト

(メンバー)

マスメディア(NHK、民放、地方紙等)
ネットメディア(Yahoo、LINE、携帯キャリア等)
行政(水管理・国土保全局、道路局、気象庁) など

各社の取組の振り返り、改善策の実施

大雨特別警報解除後の
洪水に係る情報提供
など

連携

有識者会議

防災気象情報の伝え方に関する検討会

(メンバー)

情報・気象等有識者、内閣府、消防庁
(事務局)
気象庁、水管理・国土保全局、砂防部

25

有識者による改善策の検討

1. 決壊・越水等の確認と洪水予報の発表

課題

洪水時における決壊・越水等の確認の迅速化

- ・カメラの死角や夜間であったため決壊・越水等の確認が困難
- ・浸水等により現地へのアクセスができず、巡視員等による決壊・越水等の確認が困難

河川事務所における洪水予報発表体制の確保

- ・外部からの問い合わせ対応に追われ、人手が取られた

洪水予報発表作業の見直し等による省力化

- ・氾濫発生後に氾濫発生情報の洪水予報文を作成

改善策

河川監視カメラ、水位計の増設等による洪水監視体制の強化

- ・簡易型カメラ、危機管理型水位計の増設 (R2年度内)
- ・越水・決壊等検知センサーの技術開発 (R2年度～)

外部問い合わせ専任担当者の配置
訓練による習熟

- ・洪水予報担当者の増員、習熟者の育成 (R2年度～)

氾濫発生が想定される箇所では洪水予報文を事前に用意 (R2.6)

2. 緊急速報メールによる河川情報提供

課題

緊急速報メールの配信手続きの円滑化

- ・誤配信を防ぐため、事務所と地方整備局の両方で内容を確認した上で配信
- ・複数河川の水位上昇により手続きが重なり、配信できない場合があった

緊急速報メールによる切迫性の伝達

- ・メールの文章が長く、緊急性が伝わりづらく住民の避難行動に活用されていない可能性がある

改善策

メール配信手続きの簡素化

- ・メールの定型文を事前に用意しておくことで、整備局での確認手続きを省略し、事務所からメールを直接配信 (R2.6～)

メール文章の改善

- ・危機感が伝わる簡潔なメール文に改善 (R2.6)

26

3. 大雨特別警報解除後の洪水にかかる情報提供

課題

大雨特別警報解除後の洪水に対する注意喚起

- ・大雨特別警報の解除が安心情報と誤解された可能性
- ・解除後の河川の増水に対する警戒の伝え方が十分でなかった



改善策

切替時に今後の水位上昇の見込みなどの河川の氾濫に関する情報を発表

- ・「解除」という言葉を「大雨警報に切替」に変更 (R2.6～)
- ・今後の水位上昇の見込みを伝える河川の氾濫に関する情報を発表 (R2.6～)
- ・本省庁等の合同会見などあらゆる手段で注意喚起 (R2.6～)

長時間先の水位・危険予測の充実

- ・現在の水位予測提供は3時間先まで



長時間水位予測の技術開発

- ・6時間先までの水位予測の提供 (R2年度～)
- ・39時間先の予測の試行開始 (R2年度～)

4. 河川・気象情報の提供の改善・充実

課題

「川の防災情報」サイトのアクセス集中対策

- ・広域災害によりサイトへアクセスが集中し、つながりにくい状態が発生



サイトを構築するシステムを強化、処理能力を向上

- ・通信回線やサーバー等の強化 (R2.6)

民間企業と連携した情報提供

- ・メディアを通じた水位情報等の提供体制が構築されていない



民間事業者を通じた情報提供のための体制構築

- ・NHK、ヤフーに加え、協力事業者をさらに拡大 (R2.6)

メディアが伝達しやすい情報の発信

- ・警戒を呼びかける情報量が多く重要度が分かりづらい
- ・専門用語、地名、河川名等が分かりづらい



平時からのメディアとの情報共有、解説資料の充実

- ・メディア等との勉強会、解説資料の配付 (R2.6)
- ・分かりやすい防災用語検討委員会開催 (R2.4～)

地方整備局・气象台による合同会見の充実

- ・地方整備局と气象台との連携による解説が不十分
- ・会見そのものが不馴れな場合があった



実施方法の整理、会見シナリオの作成

- ・研修等による職員スキルの向上 (R2.6)

27

「土砂災害防止対策小委員会」の概要

平成30年7月豪雨や令和元年台風19号災害、気候変動の影響等を踏まえ、土砂災害における実効性のある警戒避難体制づくりをさらに促進するために必要な具体的方策及び土砂災害防止対策基本指針の変更を調査・審議するため、「土砂災害防止対策小委員会」を設置。

諮問：R1/10/18, 設置：R1/12/20 第1回 R1/12/24, 第2回 R2/1/29, 第3回 R2/3/4, 答申 R2/3/31

<背景>

- 土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備等といったソフト対策を推進。
- 平成30年7月豪雨を契機に、近年の土砂災害を対象に土砂災害防止法に基づいて実施してきた施策の課題検証を「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」の下で実施。
- 土砂災害警戒区域等の精度や認知度の向上、市町村の防災力向上の支援体制の構築等、取り組むべき施策を取りまとめ。

<メンバー>

委員長	藤田 正治	京都大学防災研究所	教授
委員	小杉 賢一朗	京都大学農学研究科	教授
	阪本 真由美	兵庫県立大学減災復興政策研究科	准教授
	田中 淳	東京大学大学院	センター長
	中北 英一	京都大学防災研究所	教授
	三村 裕史	広島県熊野町	町長

※敬称略 五十音順

<論点>

- 住民の防災意識を喚起し、**自助共助からなる避難体制づくりを促進する**など、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等を推進し、その整備状況の把握と内容評価の実施方法は如何にあるべきか。
- 近年の技術進歩を踏まえた**土砂災害警戒区域等の精度を向上させる**ための手法は如何にあるべきか。
- **気候変動の影響による集中豪雨の多発化等も見据えつつ、市町村長による避難勧告等の発令の判断に資する土砂災害警戒情報およびその補足情報がより効果的に活用される**ためには、その具体的内容や提供方法が如何に**288**べきか。

近年の土砂災害における課題等を踏まえた土砂災害対策のあり方について 答申（概要）

＜諮問内容＞

近年の災害を踏まえて、住民の防災意識を喚起しつつ、警戒避難体制づくりを推進するため、今後の土砂災害防止対策のあり方はいかにあるべきか。

○主な課題

- 【土砂災害警戒区域等】
 - 令和元年東日本台風等に伴う土砂災害では、土砂災害警戒区域等に指定されていない箇所でも被害が生じていた。
 - その内訳を整理すると、①基礎調査中等であり、土砂災害警戒区域の指定に至っていないかったもの、②基礎調査時により詳細な地形データの活用すれば、抽出できる可能性があるもの、③現在の土砂災害警戒区域等の指定基準に該当しない箇所で発生したものに分類される。

【土砂災害警戒情報】

- 土砂災害警戒情報には、いわゆる「空振り」が含まれており、市町村長による避難勧告等の判断支援（情報の信頼性確保）のため、その正確度向上には改善の余地がある。

【避難行動等】

- 豪雨時には、避難のためのリードタイムが短く、避難が困難な場合や避難場所に到達できない等、避難行動に著しい危険を伴う場合がある。

○対策の基本的な考え方

- 【土砂災害警戒区域等】
 - 土砂災害警戒区域等の早期指定が必要である。
 - 今後の基礎調査においては、より詳細な地形図データの活用が必要である。
 - 国は土砂災害等の現状把握および分析を行い、継続的な技術的検討に努めるべきである。

【土砂災害警戒情報】

- 市町村長は「空振り」を恐れずに、避難を呼びかけることが重要である。
- 都道府県は情報の信頼度を確保するためにも、土砂災害警戒情報の正確度向上に取り組むことが不可欠である。

【避難行動等】

- 避難しやすい位置に緊急に避難できる場所を新規創出することと併せて、土砂災害警戒区域内で相対的な危険度が低い場所を示す等の取組が必要である。

○実施すべき対策

- 【土砂災害警戒区域等】
 - 基礎調査完了後は速やかに土砂災害警戒区域等を指定する。
 - 土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度を向上するため、今後の基礎調査においては、数値標高モデル等、より詳細な地形図データを用いることが必要である。
 - 気候変動による土砂移動現象の形態の変化や災害の頻発化の可能性も含めて、土砂災害や土砂災害警戒区域等に関する科学的知見の蓄積と指定基準等の技術的改良に努める。

【土砂災害警戒情報】

- 都道府県は地方気象台等と連携して、危険降雨量等の定期的な見直しを図る。

【避難行動等】

- 警戒避難体制を整備する際には、改善の策としての避難場所等も含めた柔軟な計画（地区防災計画や01タイプムライン等）を策定するものとする。

「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の概要

令和2年3月末時点

国土交通省は農林水産省と共同で、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」を設置し、海岸における気候変動適応策の具体化に向けた検討を推進。

【第1回R1/10/2、第2回R1/12/9、第3回R2/1/24、第4回R2/3/27、第5回R2/5/15】

＜背景＞

- 昭和34年9月に東海地方を中心に甚大な高潮災害をもたらした伊勢湾台風から60年が経過。
- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次報告書において、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、海面水位は上昇しており、また、21世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇を続ける可能性が高いことなどが予測。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立。
- 平成30年9月、台風第21号に伴い大阪湾で既往最高の潮位を記録する高潮によって浸水被害が発生するなど、海岸における災害のリスクが顕在化。

＜メンバー＞

座長	佐藤 慎司	高知工科大学システム工学群 教授
委員	有働 恵子	東北大学災害科学国際研究所災害リスク研究部門 准教授
	岡安 章夫	東京海洋大学海洋資源エネルギー学部門 教授
	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
	河合 弘泰	国立研究開発法人港湾空港技術研究所 海洋情報・津波研究領域長
	高数 出	気象庁気象研究所 研究総務官
	田島 芳満	東京大学大学院工学系研究科 教授
	戸田 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻 教授
	富田 孝史	名古屋大学大学院環境学研究所都市環境学専攻 教授
	中北 英一	京都大学防災研究所気象・水象災害研究部門 教授
	森 信人	京都大学防災研究所沿岸災害研究分野 教授
	八木 宏	防衛大学校システム工学群建設環境工学科 教授
	吉永 育生	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 沿岸域水理 ユニット長

※敬称略 五十音順

＜論点＞

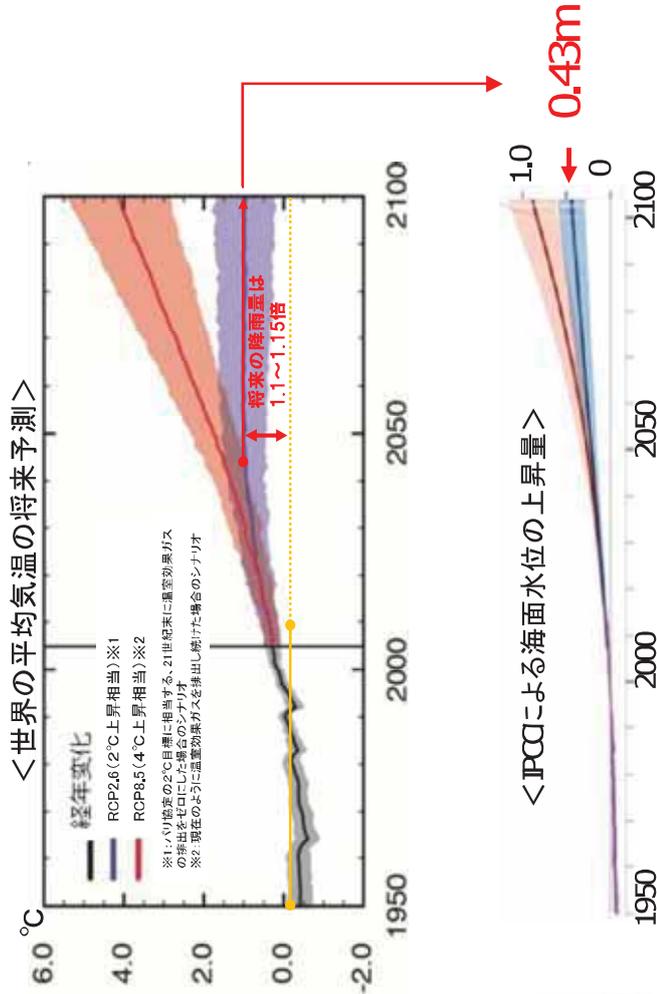
- (気候変動予測)
 - 気候変動の影響として、平均海面水位の上昇、潮位偏差の増大、波浪の強大化等の外力の増大量の予測について検討していく必要がある。
- (海岸保全の目標設定)
 - 予測の不確実性を極力排除しつつ、既に顕在化している外力も踏まえ、**設計外力を見直す**べきではないか。
- (海岸保全のあり方)
 - 将来の気温上昇を2℃以下に抑えるというパリ協定の目標を基に開発されたシナリオ(RCP2.6)等に基づく外力の増加を見込んだ**海岸保全に転換**すべきではないか。

気候変動を踏まえた海岸保全への転換

○ 気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強大化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法について検討を行い、気候変動適応策を具体化する。

■ IPCC 海洋・雪氷圏特別報告書 (SROCC) (令和元年9月)

1986～2005年に対する2100年までの平均海面水位の上昇範囲は、RCP2.6では0.29-0.59mと予測。



■ 気候変動による外力増大イメージ

